

# 事業計画書

## 1 運営ビジョン

### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、「地域の身近な福祉・保健の拠点」として、地域住民の福祉・保健活動やネットワークづくりを支援するとともに、住民主体による支えあいのある地域づくりを支援します。

地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し、それぞれの専門性を生かして総合的に支援していくとともに、地域の課題を明らかにして、地域住民とともに解決に取り組みます。

具体的には地域の身近な相談窓口として、日常業務及び地域住民とのつながりを通じて把握したあらゆる相談及び情報を受け止め、受け止めた相談及び情報に対して、地域ケアプラザの各職種が連携して適切な支援を行うとともに、必要な専門機関等につなぎ、支援策を考える場に関わります。地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行うとともに、住民主体によるつながりや支え合いのある地域づくりを支援します。

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関、その他様々な団体及び他の地域ケアプラザと連携し、個別支援や地域支援で捉えた課題と地域の取組を区の施策につなげ、指定管理者として地域ケアプラザの強みをいかして、目的に向かって役割を果たしていきたいと考えています。特に地域のすべての方が笑顔で安心安全にいつまでも住み続けたい街づくりになるよう地域に貢献します。

I 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた保土ヶ谷区アクションプラン・保土ヶ谷区地域福祉保健計画の実現を目指して、理念や考え方等を、地域ケアプラザ内での職種間連携はもとより、地域の関係者とも連携を図り、確認・共有しながら、取り組みを進めていくとともに、急速に進む少子高齢化による介護・医療ニーズや様々な課題に対し、地域ケアプラザを中心に地域の高齢者がその地域で自分らしい生活を最期まで持続していくために、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいを一体的に提供していきます。具体的には地域包括ケアシステムの導入とともに（1）在宅医療を提供する医療機関と介護サービス提供事業者の連携体制を構築し、必要なときに一体化的なサービスが提供できるにする。（2）構築が進められている地域支援ネットワークを活用し、地域で認知症の方を支える認知症サポートを増やし、認知症の方やその家族を暮らしやすくします。（3）高齢者が自宅で生活していくうえで必要なケアをきめ細かく提供できるように、被介護者のニーズを適切に満たし、本人の精神的な負担やストレスを軽くします。（4）元気な高齢者には積極的に社会参加をしてもらい、社会的役割を持つことが「生きがい」になることも多く、そのことが介護予防にもつながるので介護予防に関するイベントや、ボランティア、老人クラブなどへ参加を推奨します。

また、地域ケアプラザ全体で、地域の課題の把握と社会資源の発掘を目的に「地域ケア会議」を開催し、地域内で行われている個別の支援内容についての検討を行うことで、地域内の課題の把握および分析を行っていきます。また地域内の関係者全員が課題を共有し、検討するために、包括レベルの地域ケア会議を行い、地域の課題を総合的に分析し、その解決に向けて社会資源を

開発し、地域包括ケアシステムの構築を目指すための地域づくりに努めます。さらに、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの実現に取り組んでいきます。そのためにも綿密な年度の事業計画を作成し、目標達成に向け行動し、その結果を自己評価・振り返りして、地域の方にとつてよりよいものになるよう改善していくことが必要であり、常にP D C Aサイクルで地域包括ケアシステムの改善に努めます。

II 地域の身近な相談者として、高齢者、子ども、障害児・者、生活困窮者、外国人などの対象を問わず、本人又はその家族などの相談を受けとめるとともに適切な支援、関係機関などにつなげると同時に総合相談ができる機関として周知することに取り組みます。また、地域ケアプラザ全体で連携・情報共有を図り、地域の誰もが安心・安全に笑顔で住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう地域の身近な福祉保健拠点としての役割に努めています。具体的には地域内に住む高齢者、子ども、障害者、生活困窮者、外国人などの対象者に対して適切なサービスが行われているのか、常に振り返って検討を行い、改善していくことが必要であり、指定管理者として行うべき取組として実施します。

## (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

I 横浜市岩崎地域ケアプラザの担当地域は6町3地区連合町内会、人口 20,000 人弱、世帯数 10,000 弱、65 歳以上の人口が 6,000 人弱であり、高齢化率は 28.78% となっている。また、市営・県営住宅が多く、高齢者向け住宅・介護保険事業所も増えています。地形は低地部と丘陵部で構成され、非常に起伏の多い地形となっています。低地部にはJR鉄道と国道1号線が南北に分かれ交通が錯綜し、徐々に旧東海道の町並みが変化をみせています。丘陵部には住宅敷地の細分化、集合住宅への転換が進んでいます。住民の方は最寄り駅（JR保土ヶ谷駅西口・相鉄線星川駅）までバスなどで移動して日用品・食料品・衣料品を購入している状況であるが、住民の高齢化、地元小売業の廃業などにより、特に食品アクセス（買物困難者等）問題への対策が必要になってきている。このような状況を踏まえ、地域ケアプラザとして地域の生活課題を把握・調整・解決する仕組みの充実と各層の仕組みの連動により地域ニーズを捉えた新たな取組が創出しやすい環境整備に努め、相談には迅速・丁寧に対応し、積極的に訪問を行う体制作りに努めます。

所長はじめ、地域包括支援センター3職種と地域活動交流・地域生活支援のコーディネーターが連携し様々な施策におけるプラザの役割を理解した上で意識を持って、保土ヶ谷区地域福祉保健計画「ほっとなまちづくり」地区懇談会・民生委員児童委員協議会・地区社会福祉協議会・自治会町内会などの会合・地域のイベントに積極的に参加し、地域との顔の見える関係の強化と把握した地域のニーズ・個別の問題解決のため保土ヶ谷区役所及び区社会福祉協議会・関係専門機関との積極的な連携を図ります。

福祉の拠点としての「まずは相談してみよう」の役割を發揮できるように、様々な方と連携し地域で多様化する課題を共に考え協働できる姿勢で取り組みます。

II 担当地区の特色・課題は、地域で 2025 年には団塊の世代が 75 歳以上になり、あわせて少子化、世帯の小規模化が進行し、支援の必要な高齢者が増し、担い手が少なくなり担い手の負担増や取組内容の停滞などにより、地域での活動継続が難しくなるなど複合的な課題があります。

将来、多様な世代や様々な状況にある人が地域でつながり、日々の暮らしの中で地域活動に触れ、その大切さを意識できるような地域づくりを目指し、幅広い住民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進による地域づくりとこれらを促進するための環境づくりをしていくために、区役所及び区社会福祉協議会と連携することが重要であり、地域ケアプラザは、保土ヶ谷区運営方針及び区社会福祉協議会の業務と密接に結びついた業務を実施します。また、地域ケアプラザ・区役所及び区社会福祉協議会は、日頃から積極的にお互いが把握している情報を伝え合い、支援の方向性を共有する事が必要であり、3 者が連携することで、個別支援と地域支援を連動させていくことができ、地域の活性化と安心安全な街づくりへつながるよう地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動に取り組みます。

### (3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

I 保土ヶ谷区運営方針、保土ヶ谷区地域福祉保健計画「ほっとなまちづくり」及び横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた保土ヶ谷区アクションプラン等における地域ケアプラザの役割を十分理解し、区役所及び区社会福祉協議会との協働に取り組みます。

日常業務で把握したニーズ、地域役員・住民からの相談、地域住民の動き及び「ほっとなまちづくり」地域支援チームの一員として把握した地域情報等を、積極的に区役所及び区社会福祉協議会に提供し、区役所及び区社会福祉協議会から提供された情報については、組織として受け止め、課題解決のために活用します。把握した課題は、区役所、区社会福祉協議会及び関係機関等と積極的に情報交換し、支援の方向性を共有します。また、緊急時に近隣や区域の地域ケアプラザが連携して対応する等、地域ケアプラザ間の連携に努めます。

II 担当地区の自治会町内会等地域で活動する団体や人々、企業、学校及び様々な団体、区役所などと連携して、身近な地域課題の解決に取り組む「協働による地域づくり」を進め、つながりを広めていきます。さらに、こうした取組を一層進めるため、「ほっとなまちづくり」地区支援チームへ地域の特性や課題を理解し、部署ごとの事業展開ではなく、一丸となって地域とともに課題解決に取り組めるよう担当制を導入し、同じ地区を担当するチーム同士、定例の会議や日常的なメールのやりとり等により、それぞれが地域に出向いて得た情報や日常業務を通じて把握した情報等を十分に共有し、役割分担しながら連携して、より効果的な地域支援を進めていくことに努めます。

III 保土ヶ谷区アクションプランを通じた地域包括ケアシステムの構築、及び保土ヶ谷区地域福祉保健計画「ほっとなまちづくり」においても地域住民及び関係団体の方々との密接な連携は不可欠であり、連合町内会単位での地域課題をしっかりと把握したうえで、担当地域別に地域・行政・社会福祉関係者と一緒によりきめの細かい地域支援を進めていくことに努めます。

IV 地域の学校と福祉教育の連携を図り、福祉教育は子どもを対象とした学校教育だけでなく、大人も含めたすべての人を対象とし、学校や地域でのボランティア体験、交流などの活動を通じて「共に生きる力」を育む取り組みを実施していきます。福祉体験学習は、体験をとおして、障がいや高齢に伴う心身の変化や、その生活を知り、思いやりを育む中で、障害児・者や高齢者等をはじめとする地域に暮らす人々の日常生活課題に①目をむけ、②考え、やがては③その解決に向けて動くためのきっかけづくりになるように取り組みます。

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

私ども「なでしこ会」は、地域の方々の自主的な福祉活動、保健活動等の為の場を広く提供し、誰もが日常的に相互に支えあい、住み慣れたところで安心して自立した生活が続けられる地域社会の実現に寄与していくため、「明るく誰もが温もりを感じ、夢のある生活の実現」を基本理念としています。その基本理念をもとに福祉サービスを必要とする方が心身ともに健やかに育成され、環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助していくことを目的として、平成4年より「特別養護老人ホーム夢の里」を設置運営してまいりました。

特別養護老人ホーム夢の里における老人福祉施設の運営実践を踏まえ、新たな地域福祉の担い手としての役割を果たすため、保土ヶ谷区内で平成8年12月から「横浜市岩崎地域ケアプラザ」を、平成21年10月から「横浜市常盤台地域ケアプラザ」、令和5年4月から「横浜市保土ヶ谷地域ケアプラザ」の指定管理者として、地域ケアプラザの各事業を積極的に推進してきました。また、当法人が運営する4施設を拠点とし、その他の在宅事業として横浜市高齢者食事サービス事業及び横浜市市営住宅等生活援助員派遣事業を行っています。

横浜市高齢者食事サービス事業では、横浜市岩崎地域ケアプラザ及び横浜市常盤台地域ケアプラザの包括エリア内、横浜市保土ヶ谷地域ケアプラザの包括エリア内一部の地域を配達範囲として設定し、食事の配達を通じて地域にお住まいの高齢者に対する食生活改善の促進と安否の確認を行っております。配達の対象となる利用者についても、介護認定を受けている横浜市の助成対象者だけではなく、概ね65歳以上の独居・高齢者世帯の方や障害のある若年の方など幅広く対応しており、令和6年度は月平均約570食のご利用をいただいております。また、試行的な事業として、横浜市常盤台地域ケアプラザのデイサービスを利用している方限定で、デイサービスから帰宅される際に夕食のお弁当を注文できるお持ち帰り弁当を実施しております。

横浜市市営住宅等生活援助員派遣事業では、横浜市岩崎地域ケアプラザ及び横浜市保土ヶ谷地域ケアプラザの包括エリア内5箇所の市営住宅等に生活援助員を派遣し、高齢者自らが望む生活をサポートするために、生活に関する相談受付、関係機関・専門職、地域コミュニティとの連携や日常的に行う安否の確認・警備会社を含めた異常時における緊急対応を24時間体制で行っています。

これらの施設及び事業運営を通じて、地域住民の皆様が各自の居住形態に応じて住み慣れたところで安心して自立した生活を続けられるよう、法人全体でサポートしています。今後もこうした理

念・法人事業計画を踏まえて、保土ヶ谷区の福祉保健サービスに特化した法人として引き続き指定管理施設を含めた法人運営に全力で取り組みます。

## (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

### I 法人設立時からの経緯について

平成4年に法人を設立、特別養護老人ホーム夢の里を建設いたしましたが、本入所57床・ショートステイ8床の併せて65床の施設において、建設地が斜面になっていることや、湧き水が多く出ていた軟弱な地層である土地であるため、建設費用が同じ施設規模の建設コストに比べ高めでありました。そのことが顕著に現れてきたのが、平成12年の介護保険制度導入による、社会福祉法人の会計基準の変更がありました。特に平成12年度以前の会計基準では出てこなかった減価償却の概念が社会福祉法人にも適用されたため、平成12年度の次期繰越収支差額が△141,785千円となってしまいました。しかし、役職員一同全員がコスト意識を十分に理解し、稼働率の向上に努めておりますが、決算収支については数年厳しい状況が続いております。

### II 令和6年度決算展望

令和6年度におきましても引き続き介護保険事業の稼働率の向上が大きな課題となっています。また拠点により通所介護事業や居宅介護支援事業などの介護保険事業実績が好調な拠点もあり、拠点毎に黒字経営・赤字経営がはっきりと分かれている状況となっています。

法人全体での対応としては、食材料や光熱水費等による物価高騰に伴う利用者負担の値上げをしておりませんが、主に介護職員処遇改善加算の上位加算への変更をするなど、介護保険報酬及び加算については可能な限り取得することを目指し、報酬単価の底上げを図っております。

運営する各拠点のエリア内には小規模多機能事業所や地域密着型通所介護事業所など他の介護サービス事業所が多数点在していることもあり、今後も基幹事業である介護保険事業の稼働率の向上につきましては法人全体の課題としてしっかり検討し、稼働率の上昇を目指すとともに法人全体の収入増を図りながら、安定した法人経営努め、効率的な施設運営を行ってまいります。

## 3 職員配置及び育成

### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

I 介護人材をとりまく厳しい現状を鑑み、法人全体で人材確保・定着に向けた取り組みを最優先に実施していきます。また、職員の育成体制、キャリアパス、職場環境、社会貢献とコンプライアンスについても推進していきます。ケアプラザを運営していく上で、地域との信頼関係の維持、安定した業務運営のためにも適切な人員配置・適材適所による体制に努めます。

II 地域ケアプラザは地域の中で住民が孤立することなく、また、支援を要する人を地域で支える地域づくり・人との繋がりづくりなどの活動を行う住民にとって身近な拠点であり、地域に根ざし、地域の身近な相談機関として役割を果たせるよう個別支援と地域支援がつながり循環してい

ることを意識できる職員確保を図り、地域の中で、見守り、支えあう仕組みづくりを行い全ての支援の中核的な役割を担える職員配置に努めます。

III 地域包括支援センター職員は、保健師職・社会福祉士・主任介護支援専門員の資格要件を遵守し正規職員を配置して雇用の安定を図ります。また、業務の効率、円滑化を図るために事務職員を配置します。地域活動交流事業・生活支援体制整備事業のコーディネーターも資格を有する専任の正規職員を配置します。

IV 居宅介護支援・通所介護事業においても、法令で規定されている必要な職員配置を確保し適正な業務運営に努めます。居宅介護支援の職員は、安定した雇用に基づき質の高いケアマネジメントを実施するために主任介護支援専門員資格習得を推進しています。通所介護の職員は、安定した介護サービス（中重度者ケア体制加算）のために介護福祉士の資格習得を支援します。

V 職員には資格習得を奨励しており、必要な資格習得については勤務条件の緩和及び費用負担をします。職員の個々の資質向上と意識啓発に努めます。さらに、法人全体で職員の人事交流を実施し士気向上、安定した適切な配置を行います。

VI 職員の安定した雇用の実現のため、就業形態の工夫、育児・介護休暇の取得確保を図ります。非常勤職員においても雇用保険の加入、有給休暇の確保など労働法を遵守することで働きやすい職場づくりに努めます。また、研修の機会も平等に設け受講を奨励します。

VII 現在の職員配置：34人の配置で70%以上の職員が5年以上の勤務歴です。人材確保と定着率の観点から職員の意欲向上が図れるよう、職員と定期的にコミュニケーションを図り、意向・意見を取り入れていきます。また、職員の待遇・環境整備の促進に努めます。

VIII 令和7年1月1日現在 職員の保有資格人数（複数該当）は下記の通りです。

職種	人 数	職種	人 数
保健師／看護師	1人／4人	社会福祉主事	3人
主任介護支援専門員	1人	介護支援専門員	5人
社会福祉士	2人	介護福祉士	14人

## (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を發揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

I 地域ケアプラザ職員の人材育成は、運営法人及び地域ケアプラザ全体を統括する所長の責務であり、所長は、年間の人材育成・研修計画を作成するとともに、職場内でのOJTの推進・充実を図り職員を育成していきます。さらに職場内での研修だけでなく、運営法人全体での研修・所内研修・部門別研修などの取組や日常業務のあらゆる機会を積極的に活用し、人材育成を進めていきます。また、人材育成にあたっては、地域ケアプラザ間の相互協力に努め、関係局、区役所、市社会福祉協議会及び区社会福祉協議会などで実施される業務に必要な研修へ参加するとともに、職種別連絡会や地域ケアプラザ分科会などへ参加することにより自己啓発・自己研鑽を行うことができるよう全職員に対して支援を行います。ケアプラザの機能を発揮するために、組織の成長や発展に寄与するため、個々の職員の能力を最大限に引き出し、育て上げる必要が不可欠で

あると考えています。

II 前記の通り、職員の人材育成は所長の責務ですが、地域ケアプラザには多種多様な職種の職員が配置されており、所長が全ての職種を経験しているとは限りません。まず職場全体で、職種の垣根を越えたチームワークと地域ケアプラザ職員としての価値観および判断力を育てていきます。また、所長は、日頃の業務の悩みや関係機関との連携などについて、些細なことでも職場内で相談し合えるような職場づくりを行います。さらに、経験の浅い職員が業務の悩み等を自ら発信するとともに、自ら学ぶ姿勢を持ち、先輩職員とのコミュニケーションの中では積極的にその話に耳を傾け、業務の意味や自分が持つべき専門性を確認できる育成・研修体制づくりに努めます。

III 地域包括支援センター・地域活動交流事業・生活支援体制整備事業の職員については、特に地域との関わりが多く専門性が高い職種であり、現任者研修等の受講する機会を確保するとともに、関連性の高い研修についても積極的に受講し地域ケアプラザの業務等について習得できるよう配慮します。また、5職種が専門性やそれぞれに基づいた業務遂行のために、円滑なコミュニケーションが最も大切であり、5職種会議・打ち合わせ等を有効に活用し情報共有と情報交換を行います。

IV 地域ケアプラザに関する会議・研究会は、情報交換に留まらず、地域課題の共有などにより隣接のケアプラザとの課題解決への取組みや、区域での取組みに繋げる重要な場でもあるので積極的に参加する機会を設け、他の地域ケアプラザの職員と交流することにより、資質向上に繋げていきます。

V 新入職員の雇用時には、まず法人の基本理念と行動規範を理解して頂き、地域ケアプラザ職員として、コンプライアンス研修をはじめ、必要な研修を実施します。その中で基礎的な知識・倫理観・人権擁護・接遇対応等の業務遂行に必要な知識とスキルを習得させることにより、利用者、地域の方に適切な応対・サービスを提供できるよう、人材の質の向上に努めます。

また、地域ケアプラザ職員の異動に関する報告書、個人情報に関する誓約書及び研修実施報告書を滞りなく区役所へ提出します。

#### 4 施設の管理運営

##### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

I 施設の維持保全業務の遂行にあたり、関係法令等を遵守し、施設を安全にかつ衛生的に保つこと、施設の機能及び性能等を保つこと、合理的かつ効果的な維持保全の実施に努めること、建物や設備機器等について点検を行い、劣化・損傷等の早期発見に努めること、環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止及び省エネルギーに努めることを基本とします。施設および設備の保守点検については、専門の業者に委託して定められた内容の点検を行い、各業者との連絡調整により確実な現状把握を行います。また、建築基準法にともなう点検を実施し、その結果を区役所に報告し、適切な保守・修繕の計画を行います。さらに、修繕の際には区役所に事前協議の上、適切に実施します。

II 業者委託による点検は、建築基準法による点検を年1回のほか、業者委託によって下記のように年間計画に基づいた点検を実施します。館内清掃は業者によって各月の休館日に行い、その他必要に応じて随時実施する日常的な清掃・整理・整頓・保守管理は職員が行います。植栽管理は職員・ボランティアによって保全管理します。

点検種別	回数	点検種別	回数	点検種別	回数
日常清掃	毎日	昇降機	月1回	機械警備	年1回
定期清掃	月1回	自動扉	年4回	自家用電気工作物	年1回
調理室清掃	月1回	消防設備	年2回	害虫駆除	年2回
窓ガラス清掃	年6回	電気設備	年1回	設備総合巡回点検	月1回
植栽管理	随時	空調機器	年2回	水質検査	年3回
受水槽	年1回	汚水槽	年6回	小破修繕	随時
給湯設備	年1回	太陽光発電	年1回		

III 夜間帯および年末年始休館中の施設管理に関しては機械警備の委託契約によって実施します。

IV 職員による毎日の館内外巡視を行い、建築物設備、消防設備等の破損・故障部分の早期発見に努め、修繕の必要のあるときは区役所に報告の上、迅速な保全を行います。

V 施設利用者の安全を第一として、職員ならではの気づきと管理意識を全職員で共有するために、毎月の運営委員会にて施設管理を図り、年1回の全体職員会議にて施設設備も含めたヒヤリ・ハット・事故防止アンケートを実施して、経年劣化部分や故障不具合の発見をし、早い修繕等の対応をします。また、アンケート結果を全職員に周知します。

VI 施設利用者からの建築・設備に関してご要望・苦情のご意見があったときは、その内容及び対応を掲示することで利用者にお伝えして早期の改善をします。

VII 通所介護においては、上記のヒヤリ・ハット・事故防止アンケートの他、送迎車の日々の点検と法定点検を実施、椅子・車椅子については3ヶ月毎の点検、水道水の水質検査、レジオネラ菌検査を実施しています。厨房においては、毎日の清潔・調理器具の消毒の徹底の取り組みをし、設備の不具合は速やかな修繕を行い、食材はその日の仕入れ、使い切りを実施します。

VIII インフルエンザ・ノロウイルス・新型コロナウイルス等の感染症対策として入館者に対する手指消毒、マスクの着用を推奨しています。また、啓発用ポスター等を館内に掲示します。

## (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

I 事件事故の防止・緊急時の対応マニュアルに基づき、職員体制や仕組みを、しっかりと機能するためには、組織の基盤として職員が自ら動き、気づくことができるという組織風土を醸成することに努め、生命の重視という基本理念を浸透・定着させ、緊急時に全職員が常に冷静での的確な判断、適切な対処と迅速正確な連絡できるように取り組みます。

- II 利用者等の事故発生時には、生命を第一とした応急措置、救護、関連機関への通報を実施し、速やかに区役所・市役所に報告します。対応後には事故対策委員会を始め職員による事故原因の分析、対応の評価を行い、事件事故対応マニュアルの見直しを図ります。
- III 毎月の運営委員会にて事故予防対策委員会を実施し、事件事故・ヒヤリ・ハットを含めた情報収集・報告からリスク管理を行い再発防止・未然防止に努めています。また、年1回全職員によるヒヤリ・ハット、事故防止アンケートを実施します。施設の設備や職員の利用者への対応などについて見直し、事故の恐れのある点を洗い出し、事前対応する事に努めるとともに、ヒヤリ・ハット発生時においても必ず報告書を作成し、情報の共有化を図ります。
- IV 日頃から区役所及び地域住民等との連絡を密にし、地域ケアプラザの状況や利用者等の実態を認識してもらうよう努めるとともに、事件事故の発生の際の対応が円滑に行えるよう、協力体制を確立します。
- V 怪我人や急病人が発生した場合、その場に居合わせた職員の適切な対応が重要とされています。いざという時に慌てず行動できるように、救命・悪化防止・苦痛の軽減の応急手当ができるよう日頃より救命救急の確認や年1回以上のAEDや心肺蘇生の講習会を実施します。

### (3) 災害等に対する取組について

#### ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

- I 保土ヶ谷区危機管理計画に基づき、福祉避難所開設・運営マニュアルに従い、発災時には所長と開所時間外に発災した時に参集する職員、さらに、職員の自発的な参集を徹底し、速やかに施設の点検、確認を行い区役所に報告するとともに、福祉避難所の開設に向けた取組みを行います。電話連絡のつくときには緊急連絡網により職員の参集を求める。緊急連絡網リストは必ず職員異動の際に改訂します。近隣自治会主催の防災訓練に職員が参加して、福祉避難所について説明をします。また、区全体の福祉避難所連絡会に参加し開設訓練など日常的に連携を図っていきます。
- II 地域ケアプラザは、地域防災拠点での避難生活が困難な要援護者とその介護者を受け入れる福祉避難所に指定されています。地域ケアプラザは、物資を備蓄し、発災時には、区災害対策本部の要請に基づいて、福祉避難所を開設します。そのため、地域ケアプラザは、区役所と調整し、発災時における福祉避難所の開設に向けた手順を定め、職員に周知徹底するとともに、福祉避難所開設訓練を区と相談・調整して実施します。発災時には、災害時要援護者が地域のどこで生活しているのかを把握することが大切になります。このような視点を日頃から持ちながら、業務を取り組みます。また、必要に応じて、地域防災拠点の訓練等に参加し、地域との関係づくりに努めます。さらに、福祉避難所としての緊急備蓄物資は、定期的な点検のもと物資の補充を行い、全ての方に周知できるよう物資一覧を各所に掲示します。
- III 地域ケアプラザとして防災委員会を設けて、消防計画に基づいた貸し館利用者・通所介護利用者の参加による避難訓練を年2回実施します。通所介護利用者においては、1週間かけて避難訓

練を実施し、利用者全員の訓練を行うとともに、利用者個々の避難状況を確認します。貸し館利用者については、日常の非常口の掲示・説明のほか年2回の避難訓練に参加していただき職員誘導による避難訓練を行います。また、消防署への通報訓練や設置してあるAEDを用いた救命訓練ほか、担当消防出張所の協力による、職員・地域の方を交えた訓練を実施します。

IV 夜間および年末年始の休館については機械警備を委託し、異常のあったときは委託事業者から所長および職員に連絡が入り、緊急連絡網によって速やかに職員が参集します。

#### イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、また、災害時の事業継続計画（BCP）について検討がなされているか、具体的に記載してください。

I 地域ケアプラザは要配慮者利用施設として避難確保計画に従い利用者に施設を安心して利用していただくためには、震災や風水害等により要配慮者利用施設に危険がある場合に、利用者、従業員等を迅速に避難させるための準備をしておくことが重要であり、災害に備えた設備等の対策や資機材を使用した対応等が必要となります。そのため、要配慮者利用施設として管理者が利用者や従業員等の迅速で円滑な避難を確保するため、事前に防災体制を確立して、職員それぞれの役割を定めています。

II 要配慮者利用施設の管理者は、従業員等が平常時から備えるべきことや、分担して協力すべき災害への対策について、さらには避難する際の災害時要配慮者への配慮についても、施設全体で協力していくため防災教育・訓練を行います。防災教育は、(1)施設の立地条件、避難経路、過去の災害の周知 (2) 収集する情報及び収集方法、伝達方法 (3) 避難確保計画の内容の周知などを行います。防災訓練は、(1) 情報収集及び伝達訓練 (2) 避難訓練 (3) 資器材取扱い訓練などを行います。また要配慮者利用施設においては、避難準備・高齢者等避難開始が発表されたときに体制を確立するなど、早めの対応が必要です。このため、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等の情報には、十分注意します。

III 連絡体制の整備を図り、夜間や休日の人員が十分に確保できない場合に備え、事前に緊急連絡網等を用意し、連絡手段についても検討しておきます。連絡網や連絡手段について関係者に配布又は周知するほか、必要な箇所に標示等しておきます。また、深夜など管理者が不在の際の連絡先も予め準備し対応します。

IV 災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために職員一人ひとりが、日頃から、自らの周りの災害リスクを知り、また、防災訓練への参加等を通じて、災害に対して十分な準備を講じ、災害に強い地域づくりの推進を図ることは、「避けられたはずの犠牲者の数」を少しでも減らしていくために肝要である。このため、保土ヶ谷区作成の防災マップ・土砂災害等のハザードマップの活用、自主防災組織・消防団の充実強化を通じた地域防災力の向上、避難訓練の実施等を進め、自然災害からの避難・減災対策を推進することに努めます。

V 職員一人ひとりの知識や意識を高めるための普及啓発、予防対策の徹底のほか、体制の強化、防疫体制の強化、医療提供体制の整備や必要な医療資器材の備蓄など、感染症の発生や拡大に備えた事前対応型の取組を引き続き推進していきます。また、感染症患者の早期発見、感染源の調査、関係機関との広域的かつ継続的な連携の強化等、迅速かつ的確な検査、防疫活動により、感

染の拡大及びまん延を防止するとともに、医療機関等と連携して患者に適切な医療を提供する体制を確保することに努めます。

VI 事業継続計画（BCP）の通り、災害などの緊急事態が発生したときに、地域ケアプラザの損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画に合わせた行動がとれるように日頃より備え取り組んでいきます。さらに、事業継続計画を実効性の高いものにするためには、地域ケアプラザの最新の状況を反映したものに維持するとともに、事業継続計画に変更を与えるような体制の変更等があった場合に、事業継続計画を見直し、更新を行います。また、必要に応じて事業継続計画の運用体制を見直すとともに、事前対策等に必要な運用資金を見積もり確保します。さらに、見直し結果を踏まえて改善点を洗い出し、事業継続計画に対する取組み全体を評価して、次への改善提案につなげることが大切であり積極的に取り組みます。

#### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

I 地域ケアプラザとして、住民、地域団体、事業者等に対して公正・中立な立場で業務にあたることとします。正当な理由がない限り住民が施設を利用するなどを拒むことはせず、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをすることは致しません。また、毎年度実施している「地域ケアプラザ利用者アンケート」にて業務に係る公正・中立性に関する質問を実施するとともに、普段から施設をご利用いただいている利用者の方からお気づきの点やご意見、ご要望をいただき、施設のより良い運営につなげることに取り組みます。

II 地域包括支援センター業務において、介護支援専門員の照会について、利用者の希望が特に無い場合には、市内の全居宅介護支援事業所を紹介する。その際、同法人の事業者についても他の機関と同様に紹介する。同法人内の施設であることについては、基本的に情報提供は行なわない。また、その紹介事業所、件数等について毎月、運営委員会で報告すると同時に、月次報告の中で毎月の介護予防支援プランの総作成数の中で、同一法人のサービスを位置付けているプラン数も運営委員会で報告して、プラザ内で相互牽制体制にて、公正・中立なプラン作成に向けて取り組みます。さらに、居宅介護支援事業所等から要請があれば情報提供していくことに努めます。

III 居宅介護支援事業の業務において、利用者との関係において、ケアマネジャーは私的な感情や偏見にとらわれることなく、公平・中立であることやサービスの利用において、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう、公正・中立であることが求められます。また、要介護認定調査の受託業務において、要介護認定調査類似行為・申請代行の勧誘・居宅サービス計画作成の予約・特定の居宅サービス事業者に対しサービス利用の予約・系列サービス事業体の広告・介護認定の認定調査の際に併せて居宅サービス計画作成のための課題分析を実施すること・営業活動等の禁止事項を守り、公的業務であることを認識し公正・中立に行います。中立・公正な確保のため、毎月4回の会議を実施し、各ケアマネジャーの業務内容・実施状況を確認しあい適切な業務に取り組みます。

IV 通所介護事業の業務において、可能な限り通所介護においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営む為に必要な通所サービスが適切に利用できるよう、公正・中立に通所サービス

計画を作成します。計画に基づいて適切な通所サービスの提供が確保されるよう、サービス事業所等と連絡調整その他の便宜を提供します。

V 地域ケアプラザ事業実績評価・運営状況報告による、運営の質の向上を図る目的として書類を提出します。自己評価の実施による、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、業務の質やサービスの向上を図ることを目的に年1回以上、実施します。また第三者評価の実施による、客観的な視点での評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上を図ることを目的に3年に1回以上、実施します。これらの実施により、第三者の目で公正・中立を担保することに取り組みます。

#### (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

- I 利用者のニーズを把握するには日頃からの信頼関係が大切であり、ニーズにも個別・地域共通・団体活動などの様々な捉え方が必要である。また、ニーズは利用者の行動に表れるため、それを率直に受け止めて認識し、積極的にサービスの改革を図っていきます。さらに、把握方法として、情報調査・観察調査・インタビュー調査・アンケート調査等を実施します。
- II 利用者の方が気軽に地域ケアプラザに意見を伝えられるかどうかは、職員の日々の接遇、声かけ、説明で、個々の利用者の方と顔見知りの関係になっているかに係ります。まずはサービス業として職員の丁寧な対応によることを、職員全員で確認します。その上で、地域ケアプラザのパンフレット、ホームページ、広報紙「星」と通所介護の広報誌「ほのぼの」で意見の募集を呼びかけます。さらに、地域で行われる会合に出席して意見を伺い、自治会・町内会・地区社会福祉協議会・民生委員児童委員・ヘルスマイト・消費生活委員・ボランティア団体等と話し合って地域ケアプラザの事業に反映します。
- III 利用者アンケートを地域包括支援センター・地域活動交流事業・生活支援体制整備事業・居宅介護支援・通所介護の各部門で年1回実施して、個々の利用者のご意見を伺います。アンケートの「やや不満」「不満」の回答の原因と改善方策を各部門と運営委員会で協議して対応を行います。事業に関するご要望は事業運営に反映させます。アンケート結果は館内に掲示し、さらに専用ファイルを設置して利用者にお伝えし、運営協議会で議題としてとりあげて定期的に報告します。
- IV 苦情については、苦情受付担当者・責任者・第三者委員を明示した「ご不満な点はありませんか」のポスターや「ご意見ダイヤル」のポスターを掲示して、利用者が苦情を地域ケアプラザや関係機関に伝える仕組みをお伝えしています。また、「ご意見箱」の設置をします。
- V 苦情のあったときは、とくに第一受付者が丁寧な対応をすることとした苦情マニュアルに沿って苦情受付担当者、責任者、第三者委員の協議で迅速な対応をします。さらに、運営委員会で原因と対応について検討し、結果を全職員へ共有していきます。また、個人に特定されたもの以外の苦情は、その内容と対応を館内掲示して他の利用者にもお伝えし、運営協議会においても議題としてとりあげて定期的に報告します。さらに、苦情・要望処理報告書を作成し、必要関係機関へ報告します。

VI 地域ケアプラザは苦情解決の目的として、サービスに関する利用者の満足感を高める機会として捉え、社会性や客觀性を確保し、場当たり的な対応でなく、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決を促進し事業所の信頼や適正性を確保することに努めます。

#### (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

- I 横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに従事者に対して必要な研修を行います。特に全職員へ年1回以上の横浜市個人情報保護条例、法人マニュアルのほか事件事故事例等の資料をもとにした研修と個人情報の取り扱いに関する意識調査としてアンケートを実施し、その結果を運営委員会で検討し留意点等をフィードバックし全職員の意識向上に取り組むとともに区役所へ個人情報保護に関する誓約書を提出します。また、職員採用時にも必ず研修を行い区役所へ個人情報保護に関する誓約書を提出します。
- II 職員のほか、ボランティア・実習生等からも必要に応じて、同じく個人情報保護に関する誓約書の提出を求めます。
- III コンピューターで管理する個人情報はパスワード設定を行い、U S Bメモリー等の電磁媒体による個人情報管理は禁止としており、ノートパソコンは鍵のかかる場所に保管しています。明らかに職員個人の責による情報漏えいのあるときは個人の責任を求めるについて周知徹底しています。なお、個人情報漏えいに関しての保険加入をします。
- IV コンピューターはL A N構築し、各端末機に立ち上げの際のパスワード設定を行い安全管理しています。また、ウイルス対策等のW E B上での安全管理については、それぞれの端末機を最新のO S機能にするとともに、それ以外のコンピューター保護については、ウイルス対策ソフトを導入し、安全対策を行います。なお、メールの送受信についてもプラザ一括にての管理を行います。
- V 個人情報の書類送付は郵送を原則とし、郵便物の封入は二人以上のチェックにて行います。また、F A X送信による例外時には個人情報をマスキングのうえ二人以上の確認で行います。さらに、個人情報が記載されたファイル等の施設外持ち出しは、事前に上司の許可を得た場合以外は禁止しており、持ち帰りは認めません。
- VI 個人情報の保護に関する法律による指定管理者として、安全管理措置報告書の提出と個人情報取扱特記事項の規定による現地検査の実施を受けます。

#### <情報公開について>

- I 「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をする」ことを前提に「地域ケアプラザの保有する情報を積極的に公開」するよう努めます。
- II 地域ケアプラザに関する情報公開として、「指定管理者が扱う業務に関する基本協定書」「地域ケアプラザの管理に関する年度協定書」のほか下記のものをファイリングして公開しています。また「利用者アンケート結果」についてもファイリングして常時掲出します。

事業報告書	事業計画書	収支予算書
決算報告書	個人情報研修実施報告書	ヒヤリ・ハット事故事例
利用者からのご意見一覧	修繕一覧	ケアプラザ第三者評価一覧
指定管理料内訳	倫理規程	個人情報保護に関する基本方針
個人情報安全管理マニュアル	個人情報漏えい防止チェック結果	震災時マニュアル
特別避難場所の協力に関する協定	消防計画	事故予防・事故対応マニュアル
組織等に関する規程・機構図	苦情対応マニュアル	研修計画

III 法人ホームページ上で決算書・運営規程等の必要な公表書類を公開します。なおホームページはウェブアクセシビリティの確保を実施します。

#### <人権尊重について>

I 私たちの社会には、女性や子ども、高齢者、障害児・者等に対する差別や暴力・虐待、同和問題や民族・人種、疾病、職業による差別など、人権に関わる様々な問題があります。そして、社会情勢の変化とともに、人権をめぐる問題は複雑化・多様化しており、新たな課題も生じています。性別や年齢、障害の有無や国籍にとらわれることなく、誰もが互いに多様な個性を尊重しあい、自らが多様な力を発揮し、ともに生きる社会の実現をめざす施策を推進します。

横浜市の、「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現のために、人権尊重を基調とした運営、すなわち、地域ケアプラザ職員一人ひとりに人権を尊重する意識と、豊かで鋭い人権感覚が求められます。職員には研修をとおして、人権に関する幅広い知識を身につけ、人権感覚を高めて、地域へ人権尊重の重要性とその侵害の重大性について理性と感性の両面から理解を深めもらうよう人権啓発事業を実施します。

II 職員は日頃から自己研鑽に努め、人権感覚を磨いていくことが求められます。また、差別や暴力・虐待など人権を侵害する行為が人をどんなに深く傷つけるか、自分自身の問題として捉えるとともに、人権を侵害する行為をなくすという明確な目的意識を持つことが必要です。

人権啓発は市民一人ひとりの心のあり方に関わる問題でもあることから、その自主性を尊重しつつ、地域とともに一緒に考えるという基本姿勢に立ち、主体性を持って、粘り強く取り組んで行きます。

III 具体的な取組みは下記内容の啓発活動を実施して行きます。

人権を守るための手法に係る啓発、男女共同参画に関する啓発・DVの防止のための啓発、子どもの権利条約に関する啓発、児童虐待防止に関する啓発、高齢者虐待防止に関する啓発、認知症を正しく理解するための啓発、障害と障害児・者に対する理解を深めるための啓発などを相談窓口対応、講座、広報紙により情報啓発します。

#### (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

- I 横浜市の「ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画」施策を十分に理解し、3Rや安定的なごみ処理に加え、燃やすごみに含まれるプラスチックごみの削減を重点的に進めることで、ごみ処理による温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素社会の実現に貢献していくことを目指します。
- II 毎月の燃やすごみおよびプラスチックごみの排出量をグラフ化して職員に報告し、職員のごみ減量化の意識向上を求めてています。燃やすごみは毎年減少していて、排出量のR5年度/R4年度比は0.95で、資源化率も約34.2%となっています。
- III コピー用紙は外部に提出するもの、保存を要する印刷物以外は原則両面使用、内部での資料として用いるものは両面使用か裏紙使用としています。リサイクルペーパーは別途にストックし、コピー機は各部門のコピー使用状況を知るべく、カウンターでチェックをしています。
- IV ごみ箱はペットボトル用、かん・びん用、プラスチック用、金属用、ミックスペーパー用、燃やすごみ用と分別しています。また貸し館利用者にはごみの持ち帰りをお願いします。
- V 水道・電気・ガスの使用量をグラフ化して掲示し、職員および利用者に節減の協力を呼びかけます。トイレの水洗水量は11リットル設定とし、廊下等の照明は天候による館内の明るさによっては部分消灯するなどこまめに対応します。冷暖房は夏28度、冬20度設定もしくはオフの徹底を職員、利用者に呼びかけ、エネルギー使用量の削減に努めます。

#### <市内中小企業優先発注について>

- I 修繕、物品の調達及び委託業務の発注にあたっては、市内経済の活性化の観点から、市内事業者への優先発注を基本方針とし、市内事業者の見積もり・依頼機会の確保のため、専門事業者への分離発注やコスト面を考慮した分割発注に努めます。
- II 横浜市岩崎地域ケアプラザは事業を開始してから28年以上が経ち、建物はじめ、様々な器具備品などが経年劣化しているが、耐用年数まで適切な取り扱いによりコスト削減・資源を大切にする意識を職員が持ち、業務に取り組みます。

#### <男女共同参画推進>

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会に向けて地域ケアプラザも横浜の地域特性を生かした男女共同参画社会の形成に努めています。

## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

地域における福祉保健活動拠点として、地域の幅広い情報を収集し、それを地域住民の方々に適宜提供出来るよう努め、特に以下の点に重点を置いて利用促進を図ります。

- I 地域ケアプラザの自主事業等の案内や福祉保健に関する情報を記載した広報誌「星」を毎月発行し、自治会町内会等を通じて、回覧・掲示して頂き新たな施設利用団体を発掘します。また、地域の方に現在施設利用されている団体の活動紹介を行って、各団体の新たなメンバー増加を図ります。
- II 開かれた施設として、誰もが気軽に立ち寄れる環境・雰囲気作り、来所された方へ親切・丁寧に心からのおもてなしができる対応に努めます。また、施設利用の仕方についてわかりやすく説明した案内パンフレットの配架や定期的に部屋利用説明会を実施します。
- III 地区連合町内会・地区社会福祉協議会の定例会、民生委員児童委員協議会等へ積極的に出席し地域の情報を得ると同時に、地域ケアプラザの自主事業の案内等を情報提供することに努めます。
- IV 部屋利用予約後の空き部屋がわかるシートを作成して、ホームページに掲載、各団体に配布・声掛けして追加予約を受け付けます。また部屋利用に関するアンケートを定期的に実施し、常に誰もが使用しやすい環境等に心掛け、部屋利用の有効利用に取組みます。
- V 夜間の施設稼働率を向上するために、近隣住民を中心に趣味を媒介とした交流促進の場を設定・企画します。また障害児・者やアディクション（依存）関係者のミーティングや憩いの場として利用して頂けるよう広報していきます。
- VI 地域のニーズにあわせたに自主事業を企画するために、地区社会福祉協議会・ヘルスマイト・消費生活推進員・ボランティア団体等の地域団体と話し合って、共催による啓発事業を増やします。また地域ケアプラザでの開催だけでなく、地域の方が参加しやすい地域の公共施設等において、出前開催も積極的に取り組みます。
- VII 通所介護では利用者・家族向けの広報紙「ほのぼの」を毎月発行します。また、自主事業チラシ等を自治会町内会・地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会等の地域団体に広報するほか、広報区版への掲載、ふれあい掲示板への掲示、内容によっては学校、医療機関、老人クラブ等に拡大配付して事業への参加を募ります。さらに、地域に関しての情報を掲示、配付することに努めます。
- VIII 行政や関連団体、個人、介護保険サービス、ボランティアに関するチラシ・パンフレットやお知らせをロビーのラックや壁面に情報を掲出・配架します。さらに、人口など地域に密着した統計を随時提供します。
- IX 年に1回、施設利用団体による定例会合をもち、施設利用についての意見交換、団体の活動報告の機会を設け、団体活動の活発化を図ります。また、福祉活動・支援団体として登録されているながら施設利用されていない団体についての活動状況を聴取します。

#### イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

- I 地域ケアプラザの機能のうち、「身近な相談窓口」はもっとも重要なものの一つであり、窓口や電話などで寄せられる個別の相談に対応することはもちろん、自主事業や利用団体の活動などで地域ケアプラザを利用する地域の方やその家族、近隣の方などの中に支援が必要な人を発見し、支援につなげることが大変重要です。そのために地域との信頼関係を深めると同時に関係機関と

の連携を図り、適切な相談体制による、迅速・丁寧な対応を実施します。特に横浜市岩崎地域ケアプラザは立地条件により交通が不便で、来所が困難な方のために地域へ出張相談・広報紙等で情報を提供し、必要なニーズを把握し適切な対応に努めます。また、利用団体との情報交換や、地域の様々な会議の場、アンケートなどからも、課題を把握し、支援につなげていきます。

総合相談・支援は、部門、職種を問わず、地域ケアプラザ全体で取り組み、地域の福祉保健活動拠点の機能を活かし、あらゆる機会を捉えて支援につなげることが、地域ケアプラザにおける総合相談・支援と考え取り組みます。

II 社会資源等の情報収集及び情報提供は、地域における福祉保健活動団体や社会福祉施設、人材等の社会資源（地区社会福祉協議会・連合町内会・自治会町内会・民生委員児童委員協議会、地域のサロンや食事会、配食サービス等）を把握し、取りまとめた情報は所内で情報共有するとともに、相談支援の場面や会議、広報紙等、あらゆる機会を捉えて積極的に利用者や地域へ提供します。

III 個別の相談を支援につなげる際には、内容により適切な対応が必要です。高齢者にかかる相談については、地域包括支援センター・生活支援体制整備事業の業務を通じ具体的な支援につなげていきます。

IV 子ども、障害児・者及び生活困窮者等にかかる相談については、まずは身近な相談者として受け止め、相談内容に応じて、区役所や専門機関等の適切な関係機関へつなぎます。そのためには、日ごろから関係機関と連携し、必要なときに迅速な対応ができる関係を築いていることが大変重要で、日々の業務の中で相互に情報共有・交換に取り組みます。

V 分野を問わず、相談の内容によっては、地域ケアプラザの自主事業や活動団体を紹介することもできます。地域の身近な施設として、地域ケアプラザにできることを検討し、支援につなげます。場合によっては、すぐに具体的な支援につなげることが難しい案件もあります。そのような場合でも、まずは、身近な相談者として受け止め、見守ることも地域ケアプラザの役割として積極的に取り組みます。

VI 地域に出向き、援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、積極的に働きかけて支援の実現（アウトリーチ）をめざし、社会生活を支援することに取り組みます。

#### ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

I 横浜市岩崎地域ケアプラザには、地域包括支援センター・地域活動交流事業・生活支援体制整備事業・居宅介護支援事業・通所介護事業の5部門があります。各部門の機能や役割を發揮し、連携しながら業務にあたることで、個別支援から地域支援まで切れ目なく行えることが特徴であり、強みでもあります。地域ケアプラザが個人や地域の課題解決に取組み、総合的な福祉保健サービスの拠点としての機能を十分に發揮し、求められる役割に応えていくためには、地域住民一人ひとりの個別性や地域特性を重視するという視点が重要です。

個別支援については、当事者自身が問題を主体的に解決しようとする力を引き出すことができ

るよう、わかりやすく十分な説明を行うこと、また、自己決定ができるよう関係づくりを行いながら支援していくことが大切です。地域支援においては、地域の歴史・風土等を踏まえた特性や課題を認識し、地域住民とともに未来の地域の姿を描きながら、より良い地域づくりに取り組みます。

II 各部門の相談などから得られる情報は、地域包括支援センターの相談者、介護保険利用者やその家族、サービス事業者、地域関係機関・各種団体等の方と様々な場面で接する機会が多くあります。この時に交わされる何気ない会話や、やり取りの中には地域や住民に関する情報が多く潜んでいます。会話の中から支援に必要な情報を得るには、相談者等が発する言葉だけではなく、様々な「表情」や「仕草」等から、潜在する事実や感情を見極めることが大切です。そのため、日頃から気づきの視点を持って対応することが重要であり、地域に出向くと地域の関係者や参加者等との会話から、沢山の貴重な情報が得られます。地域で開催されるサロンやミニディサービス等の地域の活動、地域関係団体の会議等に積極的に参加し、日頃から地域の関係機関・団体との繋がりを密にし、顔の見える関係を築いておくことが何よりも大切です。その中からお互いの信頼関係が生まれ情報交換ができるようになります。

個人や地域には積み重ねた歴史があり、生活上の習慣や地域で行われている事業も様々な背景の上に成り立っています。過去の記録や資料等は、個人や地域活動を支援するための重要な情報となるため、部門を超えて共有が必要となります。さらに、近隣の福祉施設・地区センター等と情報の共有を図り、円滑かつ効率的な管理運営に努めます。

III 地域ケアプラザと地域との連携の第一歩は、「顔の見える関係作り」「日常の何気ない会話ができる関係」を構築する事です。その為にはエリア内の団体、関係機関等の定例会議やサロンなどの事業に積極的に参加し、参加することで地域の情報を得ることや、ちょっとした困り事や、地域に潜んでいる課題の把握ができるきっかけになります。地域の方々と情報の共有ができるようになれば、課題解決に向けて連携、協働して取り組むことができます。

地域には自治会町内会、民生委員児童委員など、日頃から接する機会が多い地縁組織、福祉保健関係団体だけではなく、連携・協働の対象となる様々な団体、グループがあります。日頃から情報のアンテナを広げておき、連携ができる相手をリサーチしておくことが大切です。どの地域にもその地域特有の歴史があります。地域の歴史を知ることが、話のきっかけ作りになることがしばしばあり、地域の成り立ちや歴史的経緯などを知ることで、地域へのアプローチの参考にもなります。地域の課題に対して、地域ケアプラザの各部門が必要に応じて、連携して課題解決に当たることで、より効果的な地域支援ができるようになります。総合相談や居宅介護支援を通じて把握した課題を、地域の課題と捉え、解決に向けて地域活動交流事業や生活支援体制整備事業と連携し、インフォーマルサービスの立ち上げや、ボランティア講座等地域向けの新規事業を立ち上げる、といったことが考えられます。地域ケアプラザは情報の宝庫です。日頃から同じ事務所で仕事をしているだけに、かえって他部門のことを意識しない場合もあります。情報交換のために定期的なミーティングを行うなどして、地域ケアプラザ内の連携を各職員が意識し業務することに努めます。

## エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

### <地域の団体>

- I 自治会町内会役員・民生委員児童委員の方は、地域の情報が最も把握しやすい立場といえます。そのため、最新の地域情報や課題等を、常に聞くことができる関係を構築することが必要であり、顔の見える関係を継続していく必要があると考えています。また、地区社会福祉協議会などの地域の諸団体やN P O法人は、それぞれの得意分野を生かした活動を実践しているので、団体の特徴を踏まえたうえで、連携・協働することが重要と考えています。
- II 最新の福祉動向や制度変更、地域ケアプラザで実施する事業等をきっかけに、民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会の会合に出席します。また、自治会町内会の定例の会合や実行事（運動会、餅つき、盆踊り等）に参加します。このようなイベントでは自治会町内会役員だけでなく、地区社会福祉協議会役員などの地域活動者が多く参加しているため、顔つなぎ、情報収集ができます。イベントがあまりない時期は、プラザの広報紙を持って配布依頼にうかがい、専門機関ならではの情報を提供と同時に地域ケアプラザのPRを行います。さらに民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会の会合等で、地域情報や課題を、専門的視点をもって投げかけることにより、委員の啓発にもつながり、活動の活性化にもつながると考えています。

### <区社会福祉協議会>

区域をエリアとする区社会福祉協議会と地域の拠点である地域ケアプラザとでは、保有する情報や人脈などが異なりますが、地域福祉のシンクタンク的な存在とも言えるため、地域ケアプラザよりも先に、区社会福祉協議会に相談に行く地域役員や会長もいます。そのため、区社会福祉協議会の役割を理解し、連携を密に保つことが重要です。また、区内の地域ケアプラザで足並みを揃える必要なものなどは、区社会福祉協議会にリーダー役になってもらいながら、統一する等の連携を図っていく考えです。

### <福祉・保健・医療の関係機関>

- I 地域における課題は多種多様であり、地域ケアプラザ単独での対応には限界があります。課題の内容により専門的な知識・手法が必要になる場合が多く、それぞれの関係機関が役割分担を理解しながら適切に連携する必要があると考えています。
- II 医療関係者・機関によっては、地域ケアプラザの機能、役割、高齢者施策等に詳しくない場合もあります。そのような場合、地域ケアプラザの事業内容について説明に出向くことで、事業だけでなく、地域ケアプラザの役割についても、医療関係者・機関の理解がすすむことが考えられます。また、該当利用者が受診した際に、地域ケアプラザを紹介してもらえるなどの効果も期待でき、結果的に対象者の早期発見が可能となります。介護事業所には、地域ケアプラザが把握しているインフォーマルサービス情報を提供するなどを通じて、連携・情報共有を図ります。老人福祉センターとは、大広間にて介護予防・権利擁護等の啓発を目的として、健康講座や出張相談等を行います。

<具体的な内容>

- I 区役所とは指定管理業務事務を始め、日頃から密接な連絡、連携をとります。特に福祉保健センターとは相互に個別支援の協働者として連携します。事業の実施にあたっては、相互に情報の提供や助言をいただきます。また保土ヶ谷区地域福祉保健計画「ほっとなまちづくり」の推進に支援チームとして区役所・区社会福祉協議会職員との協働で、保土ヶ谷区の様々な人や団体が、つながり支えあうことで、安心していきいきと暮らせる地域づくりに努めます。
- II 区社会福祉協議会とはコーディネーター連絡会をはじめ、ボランティアセンター・あんしんセンター、あつたかほどうがや等と情報の収集・提供を相互に行い事業によっては共催します。
- III 福祉・保健関連機関とは、多職種連携を図り、介護保険の事業所が参加して地域の問題を検討するとともに情報交換を行います。またエリア内にある中核的医療機関および在宅療養支援診療所と、個別相談の連携の他、地域医療の連携を図り、互いの自主事業についての協力関係を図ります。
- IV 地域ケアプラザ運営協議会は、地域の福祉・保健・医療の関係者、住民組織、利用者の代表者及び行政機関等で構成する委員の方と、年二回以上開催し地域のニーズや意向を反映した効果的な運営を行います。
- V 連合自治会・地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会には、地域包括支援センター・地域活動交流事業・生活支援体制整備事業の職員の協力体制によって地域団体の定例会・会合に参加をして、地域の情報や意見の収集をするとともに地域ケアプラザの自主事業等について広報します。
- VI 地区保健活動推進員、消費生活推進員、家庭防災員、あんしん訪問員との連携を一層深めて、啓発講座の共催・後援を行い、地域ケアプラザの自主事業に地域ニーズを反映します。また、会場を地域ケアプラザにこだわらずに、出前による開催機会を増やします。
- VII 地域のインフォーマルサービスの活動状況を把握し、サービス毎の紹介シートを作成して当該地域以外にも広報して、サービスが社会資源となることの視点をもちます。また地域ケアプラザからの情報発信としての広報紙「星」は出来るだけ多くの自治会・町内会に配付し、自治会・町内会の全戸回覧、案内掲示板への掲出を依頼します。
- VIII 自治会・町内会等の行事、地域のイベントに率先して参加するとともに、年1回のプラザまつりを開催して、ボランティア団体、幼稚園・小学校・中学校・高校・養護学校・福祉施設・アディクション関連団体および地域の趣味等の団体と連携を深めます。
- IX エリア内で活動されている個人ボランティアやN P O団体と積極的なつながりをもって、新たなネットワークの拡大を図ります。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

第5期横浜市地域福祉保健計画の基本理念である、“誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう”の実現に向け、地域ケアプラザとして積極的に基本理念を推進して事業展開して行きます。また区役所・区社会福祉協議会と連携、協働して区政運営方

針である、「いつまでも住み続けたいまち ほどがや」を未来へつないでいく目標達成に向けた施策である、子どもから高齢者まで誰もが健やかに暮らせるまちづくり、暮らしの安全・安心の確保、つながり・支えあいの推進、魅力と賑わいのあるまちづくりに向け業務に取り組みます。

地域ケアプラザでは区の施策と密接に結びついた事業を実施しています。地域ケアプラザと区役所が円滑に連携していることが、市民に対する福祉保健サービスの向上につながります。「福祉保健施策」や「地域福祉保健計画」、「高齢者保健福祉計画」・「介護保険事業計画」等における地域ケアプラザの役割を十分に理解し、区行政との協働に取り組みます。

#### I 子どもから高齢者まで誰もが健やかに暮らせるまちづくり

区運営方針の目標達成に向けた施策である妊娠期から学齢期までの支援や地域と連携した子育て支援、区内の地域資源を生かした子どもの体験・交流の場を充実させます。また働き・子育て世代の健康増進やスポーツ振興、高齢者・障害がある方への支援に取り組み、誰もが健やかに暮らせるまちづくりを進めます。地域ケアプラザは区役所の各事業の担当する課と密に情報交換・連携強化を図り事業を進めていきます。

#### II 暮らしの安全・安心の確保

地域防災力の強化や将来の地域防災の担い手育成、危機管理体制の強化など区民からの関心が高い災害対策を推進するほか、交通事故防止の取組や地域防犯力の向上、脱炭素化に向けた啓発など、安全・安心なまちづくりを進めます。地域ケアプラザとして区役所と一緒に地域の安全・安心の確保を目指して災害対策推進事業【20万区民の自助・共助による減災運動】を推進していきます。

#### III つながり・支えあいの推進

地域ケアプラザは地域に密着した施設なので、地域活動の更なる活性化に向けた支援や担い手の発掘・育成に取り組むほか、自治会町内会活動のデジタル活用を支援します。また保土ヶ谷区地域福祉保健計画「ほっとなまちづくり」の推進と次期計画の策定を区役所・区社会福祉協議会と進め、つながり・支えあいを推進します。

#### IV 魅力と賑わいのあるまちづくり

令和9年の区制100周年及び「GREEN×EXPO 2027」開催を見据え、「ほどがや花憲章」に基づく「花の街ほどがや」を一層推進するとともに、歴史や文化、農業、商店街など区の特色を生かした取組により、更なる魅力向上を図ります。特に宿場町である保土ヶ谷区の特性を生かしたまちづくりを区役所と協働にて取り組みます。

#### V 第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

「ポジティブ・エイジング」誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる「横浜型地域包括システム」を社会全体で紡ぐことを目指し、誰でも積極的に活動的に暮らせる社会をつくることに取り組んでいきます。さらに区役所とともに誰もが地域で安心して暮らし続けるための在宅医療・介護の連携強化とサービスの充実、認知症施策の推進・生活支援サービスの充実に取り組んでいきます。特に地域包括ケアシステムの実現を目指し、地域ケア会議の実施、多職種連携、資源開発に努めます。また、SOSネットワークによる地域での見守り、支えあう体制の構築に取り組みます。

VI 個別支援や地域支援に取組む中で把握した課題の解決に向け、区役所・区社会福祉協議会や専門機関と積極的に情報交換をすると同時に、検討した必要な情報は関係機関と共有します。また、地域ケアプラザで把握したニーズ、地域からの相談、地域情報などは積極的に区役所・区社協に提供し、共有します。

VII 地域ケアプラザは地域の身近な相談機関として、様々な多くの相談を受ける窓口として地域包括支援センター・地域活動交流事業・生活支援体制整備事業があり、こうした相談を受けとめ、区役所とともに有効な支援策を考え実施していくために、日頃より連携を密に図り、会議・事例検討会などを頻繁に実施していく必要があると同時に、個別支援での同行訪問、地域に向けた事業を協働で取り組みます。

## 力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

I 地域ケアプラザは、自治会町内会等地域で活動する団体や住民、企業、学校及びN P O 法人、行政等と連携して、身近な地域課題の解決に取り組む「協働による地域づくり」を進め、つながりを広めていきます。また、こうした取組を一層進めるため、地域の特性や課題を理解し、部署ごとの事業展開ではなく、地域ケアプラザが一丸となって地域とともに課題解決に取り組めるよう「地区担当制」を取らず、全員で「地域と向き合う体制」を導入します。地域ケアプラザは、これらに全員がチームの一員として参加することにより、区役所及び区社会福祉協議会と連携を強化して取り組みます。

II 地域と向き合う体制の主な役割として、(1) 地域活動者と顔の見える関係を構築し、地域からの要望を必要な部署に繋げ、地域に関わる情報を発信する等、地域と地域ケアプラザを日常的につなぎます。(2) 地域との対話等を通じて、地域の状況や課題を把握します。(3) 地域ごとの地域支援の取組の方向性をまとめ、地域団体の連携した取組を支援し、地域福祉保健計画、地区別計画の策定・推進や、地域防災力の向上等、地域の活動を支援します。こうした役割を十分に果たすためには、地域ケアプラザの支援チーム全員と区役所・区社会福祉協議会のチームの連携が欠かせません。地区別支援チーム内で、会議や日常的なメールのやりとり等により、それぞれが地域に出向いて得た情報や業務を通じて把握した情報等を十分に共有し、役割分担しながら連携して、より効果的な地域支援を進めていくことに努めます。

III 保土ヶ谷区地域福祉保健計画「ほっとなまちづくり」地区別支援チームの具体的な役割である (1) 地域福祉保健計画地区別計画策定・推進組織の支援 (2) 地区の状況・課題の整理並びに住民への情報提供、課題及び取組の提案 (3) 地区では解決できない課題を区計画につなぐことであり、地域別支援チームメンバーで地区の情報を共有し、地区的課題や地区への支援目標の検討を行います。その際には、地区別支援チームメンバーそれぞれの日常業務の中で把握した地域の情報、地域展開している事業の情報、そこから分析した地域の課題を共有し、優先的に取り組まなければならない課題は何かを地域別支援チーム内で検討し、それに基づき、必要なデータや情報を含め、課題や必要な取組を地域の状況に合わせて地域福祉保健計画地区別

計画策定・推進組織に提案し、活動を支援していくことに努めます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

- I　自主事業は多種多様なものが考えられますが、地域のニーズ解決と福祉保健活動を活性化するための手法であり、地域活動交流事業を展開する上で重要なツールと考え、ボランティアの発掘・地域ケアプラザの周知・地域力を高めるなどの明確な目的を持って自主事業に取り組みます。単に趣味を楽しんだり、技術を身につけたりすることが目的なのではなく、それをきっかけに新たな仲間づくりやボランティア・地域活動へつなげることを目的に自主事業の企画、実施することに取り組みます。
- II　自主事業を実施する際には、地域の実情や課題を十分に把握し、事業の目的及び成果等の目標を明確にした上で企画します。実施後は、振り返りを行い、効果、課題を確認して、次の展開へとつなげていきます。自主事業は、高齢者、子ども、障害児・者、生活困窮者、外国人を対象とした地域課題に応じて実施します。また、施設内だけでなく、自治会館・町内会館などを利用した出前講座などを開催し、地域で事業を展開します。実施にあたっては、「P D C A サイクル」方法などを用いて単発の講座等にとどまらず、地域のニーズ解決のための地域資源開発につながるような事業に取り組みます。なお、事業の参加者から参加費の自己負担を求める場合は、講師の謝金や材料費、ボランティア保険等1人あたりにかかった費用の考え方が明確になるもののみとし、光熱水費等その事業にかかった1人あたりの費用が不明確なものは含めず、事業ごとに収支を明確にします。
- III　自主事業の参加者に対しては、自主活動化の働きかけを行うよう努めます。自主活動グループの新たな立上げに協力し、その後の活動のための場の提供、情報提供や運営アドバイスを行い継続的に支援します。
- IV　事業企画策定は、地域活動交流事業の職員だけで目的を考えるのではなく、地域の方、関係機関・団体と一緒に共有して考えることを基本とし、所長・地域包括支援センター・生活支援体制整備事業職員等と地域ケアプラザの方針として、地域ニーズ、事業目的や目標を共有して取り組みます。また担い手・地域参加のきっかけづくりに取り組みます。
- V　高齢者については、担当地域に機会があれば外出して社会交流を図りたいという高齢者が多く存在しているので、高齢者向きの「健康体操」「ヨガ教室」「フラダンス教室」「ボッチャ」等を実施し、介護予防も兼ねた社会交流の場を設け、この機会を基に、自主活動団体として地域貢献できるグループ活動へ発展できるよう取り組みます。また、協働作業による連帯感、異世代交流もできるよう取り組みます。
- VI　こども支援については、「こどもランド」による交流の場をはじめ、気分転換・仲間づくり・育児ストレス軽減等を目的に多くの事業を展開します。また子育て支援拠点「こっころ」などと協力し共済事業による、子育て支援を強化できるよう取り組みます。さらに近隣の保育園・幼稚園・小学生等を対象にした通所介護利用者との交流機会を実施し、地域の中で絆が図れる

取り組みを実施していきます。その中で、様々な事業で知り合った者同士による自発的な自主活動への支援にも取り組みます。

VII 障害のある方については、中途障害者の活動支援、障害児の事業発展、学齢障害児余暇活動支援をボランティアの協力により実施していきます。さらに本人・家族が住み慣れた地域で安心して生活続けることができるよう、地域の中でノーマライゼーションの意識が高められる情報発信・啓発事業に取り組みます。

#### イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

福祉保健活動の場の提供として、施設貸館業務を行います。具体的な運用は、「受益者負担マニュアル」に基づいて実施します。福祉保健活動団体や地域団体に場の提供を行うにあたって、利用団体向け説明会や空き情報のホームページへの掲載等、利用者が利用しやすい環境づくりに取り組みます。福祉保健活動以外の一般利用については、目的外使用許可による利用になりますが、そうした団体に対しては、ボランティア情報や地域貢献活動などの情報提供を行い、より地域における福祉保健活動従事者が増えるように、積極的に働きかけます。また、福祉保健活動の場が広がるよう、地域ケアプラザ以外で、福祉保健活動に利用できる場、地域の公共施設・自治会館町内会館等の情報を把握し、情報提供します。

I 地域ケアプラザの施設利用を有効利用し、福祉保健活動の場を提供します。また、福祉保健活動の場が広がるよう地域の中で活動できる場についても積極的に情報収集し、情報提供します。

II 新たなボランティアの発掘と育成を目的に、地域のボランティアグループや区社会福祉協議会・区ボランティアセンター、コミュニティハウス、市民活動センターアワーズ等と密に連携を図り、趣味や特技・ライフスタイルに合わせた地域活動・ボランティア活動の提案を行い、多様な講座を開催する場を提供します。

III 福祉保健活動団体が区社会福祉協議会の交流の場以外に意見・情報交換できる機会を設け、団体間の相互交流、相互向上が期待できるサポートネットワークの構築を拡げると同時に団体が主体的に実施できるよう場の提供に取り組みます。

IV 高齢者、障害児・者等と地域をつなぎ、理解を深めるための取り組み・支援として、当事者理解のための教材を活用し、高齢者・障害のある人の家族や支援団体の協力を得て、講座を実施する場を提供します。また、近隣の施設と交流を図り、行事や事業等を通じて地域ケアプラザの利用促進につなげていきます。

V 身近な地域での子育て支援の充実を図るために、子育て支援団体や個人が、互いに連携した活動ができるよう、子育て支援拠点「こっころ」等と地域で活動している子育て支援関係者のネットワークづくりを支援する場を提供します。

VI 災害時に備えた要援護者避難支援の取り組みを図るために、支援ボランティア団体や関係機関との連携が図れる場を提供します。

VII 安心した未来のために、地域の担い手作りを地域活動団体と連携・協働して運営を行える機会、場を作っていきます。

#### ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

ボランティア希望の方が来られたら動機や希望を聞き取り、こちらが提供できる情報やサービスについて案内します。情報を把握するために登録用紙を用いて登録を行います。登録時は、可能な限りコーディネーターが直接対応し、話の中でボランティアに関連するさまざまな情報を聞き取り記録するよう努めます。ボランティア活動希望者と手助けを求める人や、会員募集をする団体のコーディネートを行います。所内で連携し、活動団体の活動を情報共有し紹介するほか、区社会福祉協議会ボランティアセンター等の他機関とも連携しコーディネートします。

<ボランティア団体・個人活動の支援>

- I 現在ボランティア活動をされている団体・個人ごとの活動紹介シートを作成し、自治会町内会の回覧板等を利用してエリア住民に広報を行い、利用者の発掘と新たな活動人材の発掘をします。利用者のニーズによっては地域ケアプラザがコーディネートを行います。
- II 既存のサポートネットワークの構築を拡げ、ボランティア団体・個人の活動紹介およびネットワーク化を図ります。さらに、関係機関との連絡・連携の場を設けてボランティアの活動支援を図ります。
- III 区社会福祉協議会ボランティアセンターや区内地域ケアプラザとの協力で共催もしくはプラザ独自の研修会を開催します。さらに、安定した活動のための環境作りと、モチベーション維持の支援に取り組みます。

<新たなボランティア人材の発掘、育成>

- I 必要とされているニーズを把握し、ニーズに特化した講座企画、チラシを作成し広報等で募集をします。また、近隣大学や福祉専門学校等との連携で、学生ボランティアの人材派遣要請を行うとともにボランティア活動の場の紹介を行います。
- II 新たなボランティア人材には区社会福祉協議会（ボランティアセンター）や区内ケアプラザとの協力で共催もしくはプラザ独自の研修会を開催します。  
既存ボランティア活動の紹介とともに、初心者向け「ボランティアの手引き」を作成し情報提供を行います。施設見学や既存ボランティアの方による実践報告等の講座をもちボランティア活動の基礎的なレクチャー機会を設定します。
- III 地域ケアプラザ自主事業の参加者に、継続的な会合の場やプラザのまつりに参加する機会を提供して、ボランティアとしてのきっかけづくりを行います。また、小学校・中学校・高校等の生徒に学生向けの福祉体験講座等を開催し、生徒達に「ちょいボラ」活動を紹介するなど、ボランティア活動を奨励します。
- IV 「ヨコハマいきいきポイント」の受入施設として、元気な高齢者の介護予防・ボランティア活動をすすめます。また、新たなボランティア育成の場となるよう取り組みます。

V 広報・募集は、地域ケアプラザ広報紙に掲載する、館内にチラシを掲示、ボランティアセンター等の紹介機関を活用する、各区社会福祉協議会、横浜市ボランティアセンター、横浜市ボランティア協会、市民活動支援センター、自主事業の参加者、貸し館利用者に呼びかけを行います。また、法人および地域ケアプラザのホームページに掲載し参加を呼びかけます。さらに、区版広報へ掲載依頼するなどあらゆる手段を活用し行います。

## エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

- I 地域における福祉保健活動団体や社会福祉施設、人材等の社会資源（地区社会福祉協議会・連合町内会・自治会町内会・民生委員児童委員協議会、地域のサロンや食事会、配食サービス等）を把握し、必要に応じて地域に情報提供します。また、把握した情報から地域ニーズを汲みとり、地域に合った事業を展開していく事に取り組みます。
- II 横浜市統計ポータルサイト等で公表されているデータのほか、区役所、区社会福祉協議会から提供される独自の統計データや地域活動団体等の活動データ、地域ケアプラザが収集したデータを積極的に整理して活用します。また、把握し取りまとめた情報は、所内で情報共有するとともに、相談支援の場面や会議、広報紙等、機会を捉えて積極的に利用者、地域へ提供します。
- III 施設利用団体から定期的なヒアリングにて様々な情報を得ること、地域に出たときに得られた情報等を整理して情報提供をしていきます。また、施設利用団体の活動紹介や利用団体間の交流会を行い、相互理解・情報交換を促進します。
- IV 地域の情報収集を行うために、地域で実施している新生児から高齢者の事業へ積極的に参加し、ちょっとした情報も大切に持ち帰り整理したうえで情報提供をしていきます。
- V 地域ケアプラザが把握した地域の状況や、事業の周知、様々な福祉保健活動の情報を積極的に発信します。広報紙を積極的に発行するとともに、地域の実情に合わせ、配布場所、配布方法にも工夫をしていきます。また、ホームページ等のツールや区の広報紙や民間の情報紙等も活用するなど、必要な情報を必要な人に届ける手法を常に意識しながら情報発信に努めます。

## (3) 生活支援体制整備事業

### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- I 担当地域における高齢者数と、要支援・要介護認定を受けている高齢者の数を把握します。その際、現在の要介護認定率を把握し、今後の高齢化率の推計とあわせることによって、将来、生活支援を必要とする高齢者がどれ位になるのかを分析していきます。同時に、様々な統計書から今後地域でどれくらいの認知症の方が生活していくことになるのかも推計し地域の現状と将来像を分析していきます。

- II 現在の要支援者がどのような生活支援サービスを利用しているのかを把握していきます。特に訪問介護と通所介護の利用者数を把握し、特に訪問介護ではホームヘルパーが訪問時にどのような支援内容なのかを分析するなどの利用状況の把握に取り組みます。
- III 高齢者の生活ニーズを把握するために、高齢者やその家族を対象にアンケート調査を郵送して回答者に記入してもらったり、あるいは高齢者が集まっているサロン等に調査票を持参して聞き取ったりしながら生活ニーズを把握することに努めます。
- IV 高齢者のお宅を訪問して直接話を聞いていく方法は具体的な生活ニーズを把握するために有効な方法であり、アンケート調査では把握することができないような心身の状態や生活状況、地域の環境を把握することができるとともに、安否確認やコミュニケーションの機会として訪問していくことにより、相手との関係性を作っていくことにもつながると考え実施していきます。
- V 地域包括ケアをさまざまな形で支援する福祉の専門サイトである地域活動・サービスデータベースシステム「Ayamu」による社会資源の把握に努めたうえで、高齢者が身近な地域で生活支援・介護予防・社会参加の情報を得られるよう最新の情報を掲載します。また、高齢者が社会参加のきっかけとして活用できるよう、さらにケアマネジャー等の専門職が日々の業務に活用できるウェブサイトとなるように継続的に実施するとともに普及啓発に努めます。

#### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザが積極的に地域に出向き、地区の優れている取り組みや、資源情報シートの作成、課題の把握・共有を行っていきます。また、地区概況の説明を出向いて行うことにより地区状況の理解を求めていきます。特に、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターを中心となって、多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進します。また、コーディネート機能である資源開発として地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保などに努めます。次にネットワーク構築であり関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくりなどに努めます。さらに、ニーズと取組のマッチングであり、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングなどに努めます。

I 単身、夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するためには、多様な生活支援ニーズに対応したサービスを地域で整備していくことが必要であり、地域における環境整備を創設すると同時に、地域のニーズと地域資源のマッチングなどを行い、協議体の設置等を通じて生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の充実・強化が重要であり、具体的には在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化を図っていきます。特に、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協働組合等の多様な提供主体による多様なサービス提供体制の確保と元気な高齢者が担い手として活動に参加するなど、高齢者の社会参加を通じた介護予防や生きがい作りを推進し、生活支援サービスの充実に向けてボランティア等の生活支援の担い手の

養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化に努めています。

- II ケアマネ連絡会への参加、居宅介護サービス事業所訪問、介護支援専門員向け生活支援体制整備事業の学習会を開催することにより介護支援専門員が持っている情報等の把握、ケアプランを作成するに当たってのインフォーマルの重要性などの伝達を行っていきます。また新任介護支援専門員向けに介予防従事者研修での周知も行っています。
- III 地域包括支援センター、地域活動交流事業・生活支援体制整備事業のコーディネーターが持っているそれぞれの情報を共有し、分析を行うことにより、お互いの強みを活かし、資源開発に繋げていきます。
- IV 民間企業、公共交通機関、警察署・消防署等の行政機関、郵便局、福祉施設、介護保険事業所等に向けた積極的な訪問や情報収集を行います。また、必要に応じて会議への出席依頼や協議体への参加等を促していきます。

#### ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

一緒に策定した地区別計画より各地区の目指す地域の姿（スローガン）へ向け、地域のニーズや地域資源の情報共有、連携の強化・既存のサービス、集いの場等の活用・開発が必要なサービスの議論の上で、必要な地域に協議体を設置し協議体の活動を開始していきます。

- I 每月1回、区役所・地域ケアプラザ・区社会福祉協議会との合同カンファレンスを行うことにより、地域課題の分析や生活支援体制整備事業による経過報告、地区情報の共有を行うことにより各機関との連携、課題整理を行っていきます。
- II 所長及び5職種で毎月1回会議を行い、個別ケースの情報共有から自主事業の展開までの一連の流れを共有することで、それぞれの専門性と強みを活かした事業展開を行います。
- III 地区別の課題を整理し、民間企業等を含めた協議体を設置し支援していきます。エリア全体及び各地区の課題に合わせたメンバー選定を行い、課題解決に向けて取り組みます。
- IV 地域住民のみならず、民間企業等の福祉に向けての取組の把握や促進、地域と民間企業、地域と介護保険事業所等の架け橋となれるように連携を図っていきます。

#### エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、生活支援サービスと高齢者自身の社会参加が必要である。多様な主体による生活支援サービスの提供に高齢者の社会参加を一層進めることを通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待される。このように、高齢者が社会的役割をもつことにより、生きがいや介護予防にもつながります。さらに地域ケアプラザの生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターが協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等を関係機関と協働して支援体制を構築いくことに取り組みます。

- I 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築と支援に取り組みます。さらに、高齢者の生活ニーズに合った見守り、移動販売、配食、コミュニティレストラン等の運営など多様な生活支援の取組が創設されるよう取り組みます。
- II 誰もが担い手となる観点で、子育ての親の集まりや障害者の方が地域に向けてできることを見つけ、関係機関と連携を図り、高齢者等を支えられる体制を作ります

#### (4) 地域包括支援センター運営事業

##### ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、地域ケアプラザとしての総合相談・支援と一体となり、必要に応じた連携のもと、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等のワンストップサービスの相談窓口として役割を十分に認識して支援を実施していきます。

I 地域の身近な相談窓口として介護保険に関する相談だけでなく、生活上の不安や危険、ちょっとしたトラブルなどの相談も受け止め、ご本人が解決できることは支援し、問題の必要に応じては関係機関につなぎます。相談内容に応じて、保健師職・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種や区役所等各関係機関とも連携して対応に取り組みます。また、ご本人が解決できることは自立支援の観点から支援をしていきます。

II 担当地域には市営・県営住宅が多く、高齢者単身・夫婦世帯が多いことから高齢者用市営住宅等生活援助員との連絡・連携を強化します。また、立地が低地部と丘陵部で構成され、非常に起伏の多い地形で、来所困難な方が多いため、訪問による相談対応をはじめ、担当地区民生委員等と協働し、出張相談会の開催や地域の会合への職員の出席等、出向く機会を増やして対応していきます。

III 地域活動交流事業・生活支援体制整備事業のコーディネーターと密に連携し、それぞれのネットワークを活かして課題把握、支援につなげていくことに取り組みます。

IV 個別相談に対し、5職種会議、区役所及び区社会福祉協議会とのカンファレンスを活用し、適切なアセスメントとともに3職種の役割分担を決めます。また、随時地域包括支援センター内でミーティングを開き、支援方針・対応を検討し明確にするとともに、早急に対応が出来るよう日頃から区役所・区社会福祉協議会・その他関係機関との関係づくりに努めます。

V 担当地域に出向き出張相談、出張講座を実施し、地域との顔の見える関係づくり・信頼関係のさらなる構築を図るとともにそこで得た情報、ニーズに対し、地域活動交流事業・生活支援体制整備事業のコーディネーターと情報を共有するとともに地域に出て共催自主事業の開催、地域の事業等へつなげていきます。

## イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- I 認知症キャラバン・メイト、地域活動交流事業・生活支援体制整備事業のコーディネーターと共に認知症サポートー養成講座をおこないます。また、地域の要望に応じた認知症に対する講座等を5職種連携にて地域へ出向いて実施します。
- II 病院と連携した認知症講座を始め、認知症みまもりSOSネットワークや若年性認知症等について普及啓発や必要に応じた活動をおこないます。また部会で行うことがエリア内においても有効なネットワークの構築に繋がるよう努めます。地域ケア会議等から個別ケースや地域情報、民間事業所との連携を積み重ねていくことで個別に対するネットワークを広げていきます。
- III 情報や相談から支援になかなか繋がらない認知症高齢者とその家族に対し、区役所と情報を共有しながら必要に応じたカンファレンスやアプローチを行います。また個を取り巻く状況に応じた支援体制を築けるよう努めます。
- IV 介護者のつどいをはじめ、認知症について話ができる場の提供をおこない認知症本人・介護者家族の支援を行います。また認知症に関する情報提供や助言などを行っていきます。
- V 認知症の人や家族の希望や困りごとなどの声をもとに、その実現や解決に向けた取組を、地域住民や団体、企業、関係機関等が連携して進める「チームオレンジ」に取り組みます。認知症の人が社会参加できるように、役割を持って参加しやすい環境や見守りサポート体制をつくる。また、地域へ認知症に関する理解や認知症支援活動の輪を広げる活動に取り組みます。

## ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 誰もが住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持することができるよう、地域の身近な相談窓口として、高齢者虐待の早期発見や予防・防止に向けた支援や成年後見制度の利用促進、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりなど、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行います。
- I 区役所・区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会等と十分連携を図り必要なケースの早期発見に努め、迅速対応・訪問による状況確認・包括的支援・チームでの支援・主体性の尊重・説明責任等の業務を地域包括支援センター全職員で取組みます。また職員の質の向上・地域で支え合う土壤の醸成と関係機関とのネットワーク構築のため、「成年後見サポートネット」「高齢者虐待防止」「認知症高齢者対策」「SOSネットワーク」等の連絡会に積極的に参加します。
  - II 地域に向け、情報提供・普及啓発として、成年後見制度・認知症サポートー養成研修・消費者被害の防止等の権利擁護に関する講座を各関係機関と協働にて取り組みます。
  - III 「地域ネットワーク」の構築を進めると同時に、地域住民が自分たちで、地域の為に活動が進められるよう支援をしていきます。

- IV 地域の方、事業所等の成年後見に対する相談に対し制度説明や助言をおこない、合わせて定期的に権利擁護相談会を開催することにより、誰もが相談しやすい環境を整えていきます。また関係機関との連携を行い、必要な方に対して制度利用を支援します。
- V 権利擁護の視点から講座をおこないます。また、出張相談や相談会にて専門職と連携をとりながら地域の方への普及に努めます。さらに、地域の集まりや会合の際に消費者被害等の普及啓発を行い、未然に防止できるよう努めていきます。

## エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### ■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- I 医療・介護に関わる専門機関を中心とした、多職種による研修等の実施や、ケアマネジャーと地域のインフォーマルな活動団体等との連絡会を行う等、ケアマネジャーと地域をつなぐ支援を行います。
- II 認知症や終末期医療、虐待予防など高齢者の状況や変化に応じて、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関やご家族との連携が図れるべく、ケアマネ連絡会を中心として研修会・事例検討・情報交換会の開催をして、介護支援専門員の資質向上の支援をします。また、個々のケアマネジャーの抱える支援困難事例については、サービス担当者会議開催のサポートをし、助言者として共に対応を考えていきます。
- III 地域の居宅介護支援事業所の新任ケアマネジャーの育成・養成をプラザや地域の居宅介護支援事業所との連携で実施します。また区内ケアマネジャーの組織「ほどがやケアマネット」に役員として参加して情報の提供や組織の充実に寄与します。
- IV ケアマネジャーが利用しやすい地域の活動(インフォーマルサービス)やボランティア情報、サービスマップを更新して整備します。
- V 地域活動交流事業・生活支援体制整備事業のコーディネーターと連携し、地域活動などの社会資源の発掘・広報および制度やサービスについての普及啓発の事業を行います。

### ■在宅医療・介護連携推進事業

- I 医療・介護の関係団体が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、区役所の支援の下、地域包括支援センターが中心となって、地域の医療機関等と緊密に連携しながら、地域の関係団体の連携体制を構築することに努めます。
- II 地域住民に在宅医療サービスと介護サービスを一体的に提供するため、地域の実態を把握し地域の医療・介護関係者と実態の共有、課題の抽出、対応策の検討を行い切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築・情報の共有・相談支援を図ると同時に普及啓発と区役所との連携に努めています。
- III 医療機関へ個別訪問し、地域ケア会議、ケアマネ連絡会への参加協力依頼等、連携の体制強化に取り組みます。また、個別ケースを通して地域の医療機関、総合病院相談室、介護事業者との連携強化とともにネットワークの強化を図っていきます。さらに、多職種連携会議を通し

て医療機関、保土ヶ谷区医師会在宅医療相談室、地域の方々、介護事業者と情報共有、連携を深めていきます。

#### 才 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- I 地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法であり、地域ケアプラザ全体で取り組んでいきます。
- II 多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの地域ケア会議を開催するとともに、必要に応じて、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するための地域ケア会議を開催していきます。
- III 地域課題を解決していくために、代表者レベルの地域ケア会議を開催します。ここでは、需要に見合ったサービス資源の開発を行うとともに、保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等によるネットワークを連結させて、地域包括ケアの社会基盤整備に取り組み、これらを社会資源として介護保険事業計画に位置づけ、PDCA サイクルによって地域包括ケアシステムの実現へつなげることに努めます。
- IV 地域ケア会議の目的や機能を正確に踏まえたうえで、地域の実情に応じて、地域ケア会議の機能等を最も有効に發揮できるように工夫して実施します。また、適切な支援に繋がっていない高齢者に対して、公的サービス、社会資源を活用し、自立に資するケアマネジメントが地域で行われ、具体的な地域課題やニーズを吸い上げ、資源開発や地域づくり、政策形成につなげていきます。

#### カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）は、利用者に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行います。地域包括支援センターが、円滑かつ効果的に介護予防ケアマネジメントを実施していくためには、保健・医療・福祉の関係機関や地域のインフォーマルサービス等、多様な主体との連携が不可欠です。また地域活動交流事業・生活支援体制整備事業コーディネーターとの日頃からの情報共有・協力体制を図ります。

- I 要介護認定で「要支援1」「要支援2」と認定された方々へ介護予防プランを作成します。目標志向型のケアマネジメントを意識し、生活の質の向上を目指して介護予防プランの作成を行います。
- II 介護予防支援の相談は、保健師職、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門3職種が要介護認定申請受付から認定後のケアプラン作成、委託までをワンストップの窓口としての機能を果

たします。

- III　日頃より居宅介護支援事業者との連絡を密にし、ケアマネジャー連絡会等を通じて情報共有に努めます。
- IV　要介護状態に移行された場合のケアマネジャー同行訪問を出来る限り行う等、居宅介護支援事業者とのスムースな連携に努めます。
- V　ケアプランの業務委託については、公正・中立性の確保の基に委託先を決め、その後のケアマネジメントが適切に実施されているか、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないか等、定期的にチェックします。

#### キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

横浜市のはまポジティブエイジング計画、元気なうちから介護予防の取組である GoGo 健康！～『健康寿命の延伸』を目指して～フレイル予防に取り組んでいきましょう！の方針に沿って、一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場や人ととのつながりの充実、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を生かした自立支援に資する取組等により、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域づくりにより、介護予防を推進することを目的としています。介護予防普及強化業務は、区役所が掲げる目標（目指すべき地域像や高齢者像）や事業方針等に基づき、担当圏域の健康課題も考慮しながら、区役所及び地域ケアプラザ内並びに地域組織・団体及び地域住民と連携・調整、協議しながら事業を実施していきます。

I　介護予防事業は、地域包括支援センターが中心となり、地域の高齢者の健康状態や、地域の社会資源等について把握し、課題やニーズ、必要な社会資源などをアセスメントすることが重要であり、地域ケアプラザに相談に来られる方に対して、「基本チェックリスト」等を使用した介護予防のためのスクリーニングを実施し、要支援・要介護状態となるおそれのある方々に介護予防事業への参加を促します。

II　介護予防は、高齢者が主体的に地域の住民主体の活動や地域支援事業を活用し、活動的で生きがいのある生活や、自分らしい人生を送ることができるよう、生活習慣病の発症予防や重症化予防などを含む、予防に関わるあらゆる人々が互いに協力し、協働をはかりながら、それぞれの役割を果たすことにより実効性の高いものとなる。のために、介護予防普及啓発事業として基本的知識に関するパンフレットを作成・配布、有識者等による講演会・相談会を開催、運動教室等の介護予防教室等を開催、各対象者の介護予防の実施を記録する媒体を配布等に取り組みます。

III　区役所・区社会福祉協議会と協働して、ボランティア等の人材育成のための研修、地域活動組織を育成・支援、活動の場を提供、介護予防に資する地域活動の実施等の地域介護予防活動支援事業に取り組みます。

IV　保土ヶ谷区で実施している、誰もが、いつまでも健康で、イキイキと暮らし続けるために、身近な場所での健康づくり活動の推進取組みである介護予防事業「きらり☆シニア塾」を地域

ケアプラザ担当地域において現在7箇所の団体が活動していますが、今後も地域へ出向き新たな活動支援、団体の育成に努めて行きます。

V 地域ケアプラザで実施している介護予防対象者向けに健康教室の実施、栄養・口腔・運動等の健康増進自主事業、介護予防自主グループの活動支援等を実施いたします。また地域ケアプラザまで出向かない地域の方々に対して、出前講座、自治会会合等に出向き、「きらり☆シニア塾」等につながる様に後方支援していきます。

#### ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

地域包括支援センターは、各職種がその専門知識や技能を生かし、地域活動交流事業・生活支援体制整備事業のコーディネーターも含めて一体的に地域の包括的な支援ネットワークの構築・支援を行います。特に、高齢者人口の増加により、医療的ニーズの高い在宅療養者や認知症高齢者の増加が予測され、また、高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯（いわゆる「8050問題」が長期化・長寿化したことでの「9060問題」に発展し、問題がより深刻）等、複合的な課題を抱えるケースも増えており、在宅で支援が必要な高齢者に対し、円滑かつ適切にサービスが提供されるよう、地域のネットワークを構築しつつ、個別ケースの調整機能も発揮することが求められています。

I 地域包括支援センターは、保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーがその専門知識や技能を活かし、縦割りで業務を行うのではなく、地域活動交流事業・生活支援体制整備事業のコーディネーターとも情報の共有や相互の助言を通じて、5職種が協働にて地域の包括的な支援ネットワークの構築・支援に取り組みます。

II 地域の組織・団体をしっかりと把握するとともに、解決するべき課題に応じて必要な支援体制が構築できるように、日頃から顔の見える関係づくりができるよう、地域へ積極的に出掛けコミュニケーションを図っていきます。

III 地域連絡会・地域ケア会議を開催し、家族や近隣住民、民生委員児童委員、ボランティア等のインフォーマルサービスと、関係行政機関、保健・医療・介護の専門職、機関、団体等のフォーマルサービスが同時に話し合う場・連携する機会を設け、地域包括ケアシステムが構築され、効果的に機能するように取り組みます。

IV 個別ケースの検討や課題分析を行う過程で、各関係者同士のつながりができ、次に地域課題の把握から解決に向け、必要な関係者とのつながりが持てる等の個別の検討を通して、地域における支援体制づくりを形成していきます。

V 多職種、多機関との会議では、相互理解が深まるとともに、職種間の連携における課題や地域課題の明確化や共有化が図られ、課題解決に向けて協働して事業を展開することができます。会議の目的や解決すべき課題等に応じて、関係者等の参加を呼びかけ、会議を開催してネットワークの構築に繋げていくことに取り組みます。

## (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

ケアマネジャーの倫理綱領をもとに、要介護者または要支援者の尊厳を尊重し、住み慣れた地域でできるだけ暮らし続けられるよう、適切な介護保険内外のサービスを利用することによって、生活全般を支える体制を整え、自立支援を実現することができるよう支援します。そのために、介護はもちろん医療や福祉、さまざまな生活支援サービス領域の知見やネットワークが必要であり、区役所や地域包括支援センター、地域の福祉・保健・医療サービス、ボランティア団体等の関係機関と連携を図るとともに、多様な事業者から統合的かつ効率的にサービスが提供されるよう調整します。その際には公の施設における事業提供であることを踏まえ公正・中立な立場で対応します。

- I 要支援・要介護認定を受けられた方々の居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。居宅サービス計画の作成にあたっては、アセスメントによる利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が出来る限り自立した日常生活を営むことが出来ることを目標に支援します。
- II 主任ケアマネジャーを配置し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。週1回程度の居宅支援会議を行ない、担当ケースについての情報共有を図るとともに、事例検討を行ない、各ケアマネジャーのスキルアップに努めます。また、地域の研修会・地域ケア会議等に積極的に参加し資質向上に努めます。
- III 地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業であることを認識し、区役所・地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者）と連携するとともに、独居世帯や虐待事例等のいわゆる支援困難なケースの対応にも積極的に力を入れていきます。
- IV 居宅介護支援事業の業務においての基本姿勢である、人権尊重・主体性の尊重・公平性・中立性の視点・社会的責任・個人情報の保護を常に念頭に入れ業務します。
- V 災害が起きたとき、避難が遅れ大きな被害を受けやすく、なんらかの手助けが必要な利用者（災害時要援護者）を地震や火災、津波等から守るために、日頃から区役所や地域包括支援センター・地域と協力し対策を考えておくことが大切です。また感染症や自然災害が発生した場合にもサービスが安定的・継続的に提供できるように業務継続計画（B C P）の作成と訓練・継続的な更新を実施していきます。

## (6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

<運営方針>

- I 心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

- II 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- III 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。また、ご利用者様の状態を把握し、身体状況の維持・向上、自立した生活、安定した生活を送ることが出来るよう、介護支援専門員や他事業所と綿密に連携を図ります。安定した利用者の確保の為、臨時利用や新規利用者の柔軟かつ早急な受け入れ態勢を整えます。また、個別機能訓練では希望者対象にご家族様・ご本人様の要望に沿った目標を立て、それに基づいたプログラムを作成し個別メニューで実施します。
- IV 職員の資質向上は、正職員・非常勤職員に関わらず積極的に外部・内部研修に参加し、他職員への報告・所内研修を開催し情報を共有化します。また、介護福祉士などの国家資格取得のサポートを行い職員個々のスキルアップを図っています。さらに、各スタッフ間で利用者の身体状況の把握・確認、ヒヤリ・ハット、事故の振り返り・改善を重視し、毎日のミーティングを徹底します。特に、リスクマネジメント管理として、職員一人ひとりが業務遂行にあたりコンプライアンス意識を持って行動できる体制づくりに努め、特に、個人情報の取り扱いについて周知と徹底に努めます。
- V 委員会活動のとりくみは、定期的に感染症対策委員会・身体拘束虐待防止委員会・防災委員会・事故予防対策委員会・安全衛生管理委員会を開催し、全体職員会議でその成果を発表して全職員の意識向上を図ります。また、実際におきた事故報告、ヒヤリ・ハット事例をもとに事故予防の検証・再発防止について検討を行い職員の資質向上を図ります。利用者の万一の事故に対応するために損害保険に加入します。
- VI 教育機関との連携・ボランティアの受入と育成は、指定管理施設のデイサービス部門の機能として、介護の養成施設として、また教員免許・横浜市新人職員などの実習、また幼稚園、小学校児童の施設見学・高齢者とのふれあい、中学生の職業体験など地域の教育機関や関連機関と連携して受け入れています。自治会・団体・個人のボランティア活動の協力・積極的受入をして、地域との交流をし、また「ヨコハマいきいきポイント」の参加施設として地域の元気な高齢者の介護予防を図ります。
- VII 感染症や自然災害が発生した場合の取組みは、サービスが安定的・継続的に提供できるように業務継続計画（B C P）の作成と訓練・継続的な更新を実施していきます。特に感染症や自然災害が発生した場合ご利用者の安全を確保すべく、年2回（計8日間）ご利用者の避難・誘導・通報訓練・家族への連絡訓練等を行います。災害時には家族の安否確認できるまではご利用者の安全を確保します。また、福祉避難所の指定を受けているプラザのデイサービスとして、災害時には一刻も早くご利用者を迎える体制づくりをします。さらに、状況によっては利用者以外の地域の方の利用も視野に入っています。

VIII 苦情の対応と利用者アンケートは、苦情のあったときは、とくに、第一受付者が丁寧な対応をすることとした苦情マニュアルに沿って苦情受付担当者、責任者、第三者委員の協議で迅速な対応をします。さらに、運営委員会で原因と対応について検討し、全体職員会議において確認します。独自に年に1回、全利用者家族を対象に利用者アンケートを行い、利用者・家族の要望を把握し業務の見直しを行います。

<サービスプログラム>

- I 送迎は、職員二人で、玄関から玄関までの安全な送迎を実施します。事前連絡もします。
  - II 入浴は、浴室・着脱室に職員を各2名配置、温泉の素をつかい、ゆったりと入浴を楽しんで頂き、また身体状態の観察をします。毎日の水質検査を実施します。
  - III 食事は、新鮮食材を地元業者から当日納品、当日使い切りで栄養士作成のメニューを当日調理し、食べ安さも工夫しています。
  - IV 口腔ケアは、口腔機能の維持・誤嚥による肺炎予防を目的に、昼食後には全員歯磨きを実施します。
  - V リハビリ体操は、椅子に座りながらの体操を実施、リハビリ希望のある方には平行棒、セラバンド、階段歩行等個別メニューで実施します。
  - VI レクレーションは、身体を動かすことは全て機能訓練につながると考えて、週ごとに内容を変えて実施しています。また季節行事、ボランティアによる演芸等をふんだんに取り入れます。さらにご希望により刺子、彩色画、編み物などの手作業プログラムを行います。
  - VII リフレッシュタイムを設け、1時間ごとの2・3分の簡単な体操をします。
- ※ ご家族のお休みの日曜日・祝日もご利用者をお迎えし、プラザ祭り・年末年始を除き年間358日の営業とします。

<その他>

- I 家庭に閉じこもりがちな高齢者の方が、スタッフを含めた多くの方と交流をもって、入浴・食事を楽しみ、個々の身体状況にあったレクレーションや運動に取り組んで頂き、現在の身体状況の維持・向上、自立した生活を送ることが出来るよう介護支援専門員の作成するケアプランに基づいたサービス提供を行います。
- II 職員体制は、介護保険法に基づく職員配置を厳守した上で利用者へ必要なサービスが提供できる職員をローテーション勤務にて配置します。サービス提供加算Iを取得します。
- III 通所介護計画と担当者会議・家族への周知は、介護支援専門員の計画したケアプランに基づいた（介護予防）通所介護計画書を利用者・家族と共に作成いたします。利用者の身体状況等・個々の目標・課題を共有するために、担当者会議に積極的に参加し、本人・家族・介護支援専門員・他のサービス提供事業所と、共通認識を持ち一体的に必要なサービス提供を行います。利用者ご家族との連携を図るために連絡帳を作成し、毎日のサービス内容を報告します。また、通所介護専用の広報誌「ほのぼの」を毎月発行し、利用中の状況をご家族が目で見てご理解頂けるように工夫してお知らせします。

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

<記載場所>

#### I 人件費について

地域ケアプラザとして地域の生活課題を把握・調整・解決する仕組みの充実と各層の仕組みの連動により地域ニーズを捉えた新たな取組が創出しやすい環境整備に努めていくためには、所長はじめ、地域包括支援センター3職種と地域活動交流・地域生活支援のコーディネーターが連携し、地域との顔の見える関係の強化と把握した地域のニーズ・個別の問題解決のため保土ヶ谷区役所及び区社会福祉協議会・地区社会福祉協議会社協などの関係機関や地域で活動している団体等との積極的な連携を推進していくことが非常に重要と考えています。

そのため、現岩崎地域ケアプラザに在職する職員を基本とした人件費構成としました。また、地域包括支援センター及び地域活動・交流事業、生活支援体制整備事業を担当する職員についてはできる限り在職期間を延ばしていく方向で考えることを基本としています。したがいまして指定管理期間においては不必要的職員の入れ替わりがないよう、人件費を下げずに支出計画を策定しました。

#### II 保守管理費について

次期指定管理期間内に建築後30年を目前に控え、経年劣化による修繕の必要性は十分に考えられますが、修繕に至る前に適切な保守及び日常・月次の清掃等などにより、不必要的修繕を未然に防ぐことが出来、併せて将来発生する修繕支出を減らせる若しくは遅らせることが出来ると考えています。

また、施設利用者の方への安心・安全な施設保全は地域ケアプラザのサービスに直結するものと考えています。そのためには、適切な予防保全保守・維持管理が必要であり、施設・設備の保守・委託契約等も必要以上に削減することなく支出計画を策定しております。

#### III コスト削減について

当法人でのコスト削減の考え方については、共同での物品購入又は保守契約を当法人で運営している施設との共同契約に重点をおいています。具体的には、横浜市市営住宅等生活援助員派遣事業で契約している警備巡回サービスにおいて現在4社と契約していますが、その契約との合同契約の検討や、法人全体での消耗品等の一括購入を考えています。共同での契約を実施することによるコスト削減は微々たるものですが、コスト削減分については自主事業等への利用者へのサービスへ還元していきたいと考えています。

### (2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

地域ケアプラザは地域の方々が利用される施設であることを踏まえて、利用者が安心・安全に利用できる施設管理に努めてまいります。具体的には、専門の事業者に委託して定められた内容の点検を行い、各事業者との連絡調整により確実な現状把握を行います。

また、館内の清掃は事業者によって各月の休館日に行い、その他毎日の館内点検・清掃等は職員が行います。

- I 地域ケアプラザの運営費は税金から支出される指定管理料、そして税金を財源とした介護報酬および及び自主事業の利用料収入から成り立っています。いずれも利用者が満足を得るサービスの対価であることを、職員一同肝に銘ずる必要があります。そのため、利用者の満足度を引き上げる計画性をもった事業執行を行わねばなりません。
- II 施設利用者の満足度を上げるためにには、地域・利用者のニーズに根ざした事業展開を図ることが必要であり、地域活動・交流、生活支援体制整備、地域包括支援センター、居宅介護支援の各部門とも適切な年間事業計画のもとで事業を行います。
- III 利用料金収支の健全、運営費の適切な運用には、事業計画のもとで適切な職員配置によって人件費の節約を図ることが求められています。専門的に配置されている職員が自らの専門的職域のみに埋没することなく、地域ケアプラザ全体の協働意識の中で専門性を発揮し、それを補助して効率的な事業執行のために適宜非常勤職員の雇用をします。また施設管理においてはボランティアの協力のもとで経費節減を図ります。
- IV 施設の省エネを実行するため、国の「省エネ法」に基づく「管理標準」を策定します。  
マニュアルを定めて、しっかりと省エネ対策に取り組み、さらに取組状況を把握することでより効率的な対策を図ります。
- V 施設・設備管理においては確実な保守点検により、早い対処によって長期の経年使用ができるよう努めます。修繕については、区役所と協議のうえ、適切に対応します。
- VI 経費節減によって得た利用料金収入は、新たな事業計画の資金に充てるほか、安定した雇用を確保するための財源として有効活用します。
- VII 地域ケアプラザの労務、経理等の事務処理については、法人本部と連携して、業務や役割の分担を図りながら、全体の事務作業の効率化に努めます。

**指定管理料提案書**  
(横浜市岩崎地域ケアプラザ)

**1 指定管理料提案書**

## (1) 地域ケアプラザ運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□					
事業費	こどもランド、木曜日のスマイル 等各自主事業及び啓発講座講師 謝金	□						
事務費	・消耗器具備品費・通信運搬費・ 事務消耗品・印刷製本費・研修参 加費・賃借料・保険料・雑費(振込 手数料等)・燃料費・本部経費(勤 怠給与と従量課金分・HP維持費) 等	■	1,771,000円	1,771,000円	1,771,000円	1,771,000円	1,771,000円	
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	7,334,000円	7,334,000円	7,334,000円	7,334,000円	7,334,000円	
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円	/	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円	
施設使用料相当額		/	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	
合計			21,325,060円	21,325,060円	21,325,060円	21,325,060円	21,325,060円	
うち団体本部経費			93,840円	93,840円	93,840円	93,840円	93,840円	

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□						
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□						
事業費		木曜日のスマイル・権利擁護相談会、認知症サポーター養成講座・介護者のつどい・ブチサロン等各自主事業及び啓発講座講師謝金	□						
事務費		・消耗器具備品費・通信運搬費・事務消耗品・印刷製本費・研修参加費・賃借料・保険料・雑費(振込手数料等)・燃料費・本部経費(勤怠給与従量課金分・HP維持費)等	■	1,750,000円	1,750,000円	1,750,000円	1,750,000円	1,750,000円	
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,670,000円	1,670,000円	1,670,000円	1,670,000円	1,670,000円	
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円	\	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	\	0円	0円	0円	0円	0円	
合計				26,616,000円	26,616,000円	26,616,000円	26,616,000円	26,616,000円	
				うち団体本部経費	93,840円	93,840円	93,840円	93,840円	

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)  
+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額						
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□							
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□							
事業費		健康講座・活動団体支援等	□							
事務費	・消耗器具備品費・通信運搬費・事務消耗品・印刷製本費・研修参加費・賃借料・保険料・雑費(振込手数料等)・燃料費・本部経費(勤怠給与従量課金分・HP維持費)等		■	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円		
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		/	0円	0円	0円	0円	0円		
合計				6,018,620円	6,018,620円	6,018,620円	6,018,620円	6,018,620円		
			うち団体本部経費	43,440円	43,440円	43,440円	43,440円	43,440円		

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額							
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度			
事業費	口腔・運動・栄養各健康教室講師謝金(128千円)、保険料、教材費		□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円			
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円			
			うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円			

**収支予算書**  
(横浜市岩崎地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	21,325,060円	21,325,060円	21,325,060円	21,325,060円	21,325,060円
		地域包括支援 センター運営事業	26,616,000円	26,616,000円	26,616,000円	26,616,000円	26,616,000円
		生活支援 体制整備事業	6,018,620円	6,018,620円	6,018,620円	6,018,620円	6,018,620円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			54,113,680円	54,113,680円	54,113,680円	54,113,680円	54,113,680円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	1,140,000円	1,140,000円	1,140,000円	1,140,000円	1,140,000円
		居宅介護支援事業	6,500,000円	8,375,000円	10,250,000円	12,125,000円	13,250,000円
		通所系 サービス事業	75,000,000円	77,000,000円	79,000,000円	80,000,000円	80,000,000円
			82,640,000円	86,515,000円	90,390,000円	93,265,000円	94,390,000円
	その他収入		0円	0円	0円	0円	0円
			136,753,680円	140,628,680円	144,503,680円	147,378,680円	148,503,680円
支出	内訳	人件費	103,004,000円	106,904,000円	111,104,000円	113,204,000円	113,900,000円
		事業費	9,300,000円	9,300,000円	9,300,000円	9,300,000円	9,300,000円
		事務費	7,300,000円	7,300,000円	7,300,000円	7,300,000円	7,300,000円
		管理費	15,650,000円	15,650,000円	15,650,000円	15,650,000円	15,650,000円
		その他	790,000円	790,000円	790,000円	790,000円	790,000円
			136,044,000円	139,944,000円	144,144,000円	146,244,000円	146,940,000円
		うち団体本部経費	721,200円	721,200円	721,200円	721,200円	721,200円
収支			709,680円	684,680円	359,680円	1,134,680円	1,563,680円

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書**  
**(横浜市岩崎地域ケアプラザ)**

## 1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

## (1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

## (2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

  

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
	配置予定人数	0.4750人	0.4750人	0.4750人	0.4750人	0.4750人
②	基礎単価					
	配置予定人数	1.8000人	1.8000人	1.8000人	1.8000人	1.8000人
③	基礎単価					
	配置予定人数					

## 2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

## (1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

## (2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人

  

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
	配置予定人数	0.1750人	0.1750人	0.1750人	0.1750人	0.1750人
②	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
③	基礎単価					
	配置予定人数					

## 3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

## 4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

・正規雇用職員は人員配置基準に基づく。
・臨時雇用職員等 地域活動・交流事業 サブCo:実人数3名 事務員:実人数2名(施設全体1名・包括1名)

## 団体の概要

(令和7年2月4日現在)

(ふりがな) 団体名	(シャカイフクシホウジン ナデシコカイ ) 社会福祉法人なでしこ会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	( )
所在地	〒240-0067 横浜市保土ヶ谷区常盤台75-1 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式6 同意書による）に使用します)
設立年月日	平成4年2月21日
沿革	H 4年 2月 社会福祉法人なでしこ会設立。 同 年 5月 特別養護老人ホーム夢の里 運営開始 H 8年12月 横浜市岩崎地域ケアプラザ 運営開始 H 9年 4月 駅型保育事業Ciaoほどがや 受託引き継ぎ H 18年 5月 駅型保育事業Ciaoほどがや 閉園 H 20年 4月 横浜市市営住宅等生活援助員派遣事業 開始 H 21年10月 横浜市常盤台地域ケアプラザ 運営開始 R 5年 4月 横浜市保土ヶ谷地域ケアプラザ 運営開始
事業内容等	社会福祉事業（第1種・第2種）及び公益事業 特別養護老人ホーム夢の里      • 介護老人福祉施設事業 • 短期入所生活介護事業（含 介護予防） • 横浜市高齢者食事サービス事業 横浜市岩崎地域ケアプラザ      • 地域包括支援センター事業 • 地域活動・交流事業 • 生活支援体制整備事業 • 通所介護事業（含 介護予防） • 居宅介護支援事業 • 介護予防支援事業 横浜市常盤台地域ケアプラザ      • 地域包括支援センター事業 • 地域活動・交流事業 • 生活支援体制整備事業 • 通所介護事業（含 介護予防・認知症対応型） • 居宅介護支援事業 • 介護予防支援事業

	横浜市保土ヶ谷地域ケアプラザ・地域包括支援センター事業 • 地域活動・交流事業 • 生活支援体制整備事業 • 居宅介護支援事業 • 介護予防支援事業 横浜市市営住宅等生活援助員派遣事業			
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	総収入	660, 523, 606 円	635, 637, 820 円	599, 272, 879 円
	総支出	673, 000, 114 円	638, 393, 045 円	603, 520, 605 円
	当期収支差額	△12, 476, 508 円	△2, 755, 225 円	△4, 247, 726 円
	次期繰越収支差額	190, 057, 813 円	202, 534, 321 円	205, 289, 546 円
連絡担当者				
特記事項				